

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 佐藤 ケイ子

1 日時

令和7年12月8日(月)

午前10時1分開会、午後4時55分散会

(休憩 午前11時20分～午前11時20分、午前11時54分～午後1時1分、
午後2時47分～午後3時5分、午後4時51分～午後4時54分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

佐藤ケイ子委員長、村上貢一副委員長、佐々木茂光委員、佐々木朋和委員、
菅原亮太委員、小西和子委員、名須川晋委員、高橋但馬委員、斉藤信委員、
小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

三浦担当書記、八幡担当書記、大内併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

菊池文化スポーツ部長、新沼副部長兼文化スポーツ企画室長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、和田文化振興課総括課長、
田内スポーツ振興課総括課長、三ヶ田スポーツ振興課特命参事

(2) 教育委員会

佐藤教育長、松村教育局長兼首席服務管理監、駒込教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼服務管理監、
工藤教育企画室予算財務課長、山崎教育企画室学校施設課長、
伊藤学校教育室学校教育企画監、佐々木学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
亀山学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長、
佐々木学校教育室産業・復興教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
菊池学校教育室生徒指導課長、菊地教職員課総括課長兼服務管理監、
佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼服務管理監、
岩渕教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監、

中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、藤井生涯学習文化財課総括課長

(3) ふるさと振興部

阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、安齊参事兼学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

第3条第3表中

1 追加中 2

イ 議案第36号 岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第3条第3表中

1 追加中 4

2 変更

イ 議案第37号 岩手県立野外活動センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

ウ 議案第30号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

エ 議案第31号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定め

ることにし議決を求めることについて

オ 議案第32号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることにし議決を求めることについて

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

(請願陳情)

ア 受理番号第77号 私学助成の充実強化等に関する請願

イ 受理番号第78号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

(4) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第8項文化スポーツ費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中2及び議案第36号岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新沼副部長兼文化スポーツ企画室長 私からは、議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げ、議案第36号の岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者の指定関係議案につきましては、後ほど担当の総括課長から御説明申し上げます。

まず、議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算(第4号)のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。議案(その1)の7ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、第2款総務費3億4,655万4,000円の増額補正のうち、第8項文化スポーツ費1,382万1,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

す。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書 23 ページをごらん願います。第 2 款総務費、第 8 項文化スポーツ費、第 1 目文化スポーツ総務費の右側説明欄の管理運営費、次の第 3 目スポーツ振興費の右側説明欄のスポーツ医・科学サポート事業費は、給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明させていただきます。議案（その 1）にお戻りいただきまして、12 ページをお開き願います。第 3 表債務負担行為補正の追加の表中、当部関係は、事項欄 2 の指定管理者による勤労身体障がい者体育館管理運営業務であり、これは後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に関連して、期間及び限度額をそれぞれ定めようとするものであります。期間につきましては、令和 7 年度から令和 12 年度までとしようとするものであり、限度額につきましては 1 億 4,000 万円に設定しようとするものであります。

補正予算関係の説明は以上でございますが、引き続き岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者の指定に関する議案について担当のスポーツ振興課総括課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○田内スポーツ振興課総括課長 続きまして、岩手県勤労身体障がい者体育館の公の施設の指定管理者の指定に関連する議案について御説明いたします。

関連する議案は、議案（その 2）の 155 ページの議案第 36 号でございます。なお、説明につきましては、便宜、お手元に配付いたしております岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者指定関連議案についてにより御説明申し上げます。

まず、1 の提案の趣旨ですが、現在の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することから、次期指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2 の指定管理者候補者の選定の経緯ですが、（1）選定委員会の概要については、アの選定委員会委員のとおり、5 名で構成する岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会を設置し、7 月 28 日、10 月 6 日の 2 回開催したところです。

（2）の募集及び申請受付期間については、8 月 5 日から 9 月 8 日までとし、岩手県ホームページへの掲載により周知を図ったところです。

（3）の申請団体数については 1 団体でした。

（4）の選定方法については、選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行ったところであり、（5）の審査結果のとおり、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団を指定管理者の候補者として選定したものです。

指定期間につきましては、3 の（3）のとおり、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものであり、4 の債務負担行為限度額につきましては記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 最初の給与改定にかかわって、予算に関する説明書 23 ページですけれども、スポーツ振興費のスポーツ医・科学サポート事業費ということで、ここでは報酬 10 万 8,000 円ですか。これ報酬となっているのは、雇用形態を含めて、どういう方の報酬なのでしょう。

○柏葉企画課長 スポーツ振興に係る職員の 2 名についてでございますが、こちらは会計年度任用職員の 2 名でございます。スポーツ医・科学サポート事業を執行するための 2 名の会計年度任用職員となっております。

○斉藤信委員 スポーツ医・科学センターというのは 2 名体制ということですか。

それと、10 万円の報酬というのは、今回の人事委員会の勧告に基づく報酬引き上げの分ということですか。

○田内スポーツ振興課総括課長 まず、スポーツ医・科学測定室の体制ですが、今回の報酬改定は会計年度任用職員 2 名ということで、専任スーパーバイザーとスポーツ医・科学専門員というお二方の報酬分になりますけれども、医・科学測定室自体は、我々スポーツ振興課職員を含めた体制で運営しております、その 2 名だけでやっているということではなく、我々職員と会計年度任用職員と一緒にやっているというような状況になっております。

それから、人件費の話ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、今回の報酬改定というのは人事委員会勧告を基にした報酬改定ということになります。

○斉藤信委員 スーパーバイザーと専門員の 2 名は、会計年度任用職員であると。会計年度任用職員となっているのはなぜなのか、勤務形態はどうなっているのか示してください。

○田内スポーツ振興課総括課長 ただいま申し上げました会計年度任用職員 2 名については、週 4 日勤務というような体制になっております。

具体的な勤務内容ということになりますけれども、スポーツ医・科学に関する専門的な知識を有している方、教員の O B になりますが、その方をこういった職に充てまして、基本的にはスポーツ医・科学サポート事業については、我々正職員が回しております。そのサポートでありますとか、専門的な知見を生かして、我々に対するさまざまなアドバイスであるとか、事業の組立てであるとか、そういったものを行っていただいているというようなことになっております。

○斉藤信委員 スポーツ医・科学測定室の人員というのは、この 2 人以外にあるのですか。

そして、県職員が担っていると言うのですけれども、それはスポーツ医・科学測定室に勤務してやっているのか、本庁の人が兼務してやっているのか、どういうやり方ですか。

○田内スポーツ振興課総括課長 説明が足りずに申し訳ありませんでした。

スポーツ医・科学測定室につきましては、現在は県営スケート場の食堂等を活用して、さまざまな機材を置いたりしてやっているところですが、そこにつきましては職員

は常勤しておりません。基本的には県庁に全員いるという形になっておりまして、必要に応じて県営スケート場に行ったり、あと医・科学測定室にいろいろなアスリートの方に来ていただくというよりは、今のところ出前授業でいろいろなところに機材を持っていくというのが事業のメインになっておりまして、そういった対応をしているということです。必要に応じてその場所、場所に行って活動していただいているというような状況でございます。

○**斉藤信委員** スポーツ医・科学センターを新たに整備するという話もあると思うのだけれども、今の体制を聞くとあまり必要性を感じるような話ではないのですが、スポーツ医・科学センターの検討状況はどうなっていますか。

○**田内スポーツ振興課総括課長** スポーツ医・科学センターの整備に対する検討状況ということでございますけれども、現在庁内で検討している段階ということで、県議会9月定例会の決算特別委員会でもさまざま御質問をいただいたところですが、いずれ現在庁内で検討している状況というところになっております。

○**斉藤信委員** 真面目に聞いているのだから、しっかり答えてください。知事のmanifestoにも書いていることなのだ。これまでどういう検討しているのですか。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 検討状況でございますけれども、具体的に申し上げますと、有識者、専門家の方を集めた懇談会というものを開催しておりまして、今のところ、これまでに2回開催している状況です。年度末にもう一回、3回目の開催を今予定しているというところで、その懇談会の中でスポーツ医・科学センターを整備する場合にどういった機能が必要であるかというような、まずはスポーツ医・科学センターに必要な機能、本県の状況を鑑みて、どういったものが必要かということの検討を今行っているという状況でございます。

現在は機能面の検討ということで、まだ建物をどうするかというところまでは、その懇談会の中では取り上げていないというような状況でございます。

○**斉藤信委員** わかりました。manifestoに掲げられた割には意気込みが伝わらない答弁でしたね。これはここまでにします。

それと、勤労身体障がい者体育館の指定管理の問題ですけれども、債務負担行為の限度額、これは2,800万円、5年間同じ額になっているのですけれども、今までの5年間はどうだったのでしょうか、委託費はどう推移したのか。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 現在の指定管理期間は、令和3年度から今年度末——令和7年度末までというようになっておりますけれども、現在の指定管理料の上限額は2,371万8,000円ということになっております。そこをベースにいたしまして、経費の上昇とかさまざま鑑みて、毎年指定管理料の精算を行っているというような状況でございます。

○**斉藤信委員** 物価スライドも実施するということになっていましたが、物価スライドの実施状況はどうなっていますか。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 燃料費等の高騰分につきましては、スライドといたします

か、毎年の年度協定額と年間の指定管理料の精算におきまして、その年の状況を鑑みて行っているというようなどころでございます。

あと、そのほか賃金に関しましては、今回から募集要項の段階で賃金スライド制度をしっかりと明記して、年度協定の中で毎年、賃金スライドもやっていくというようなこととなります。

○**斉藤信委員** 先ほど令和3年から令和7年というのは2,371万8,000円というのが限度額だったと。実際の決算はどうなっていますか。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 令和3年度から申し上げますと、令和3年度は2,394万2,000円余、令和4年度は2,401万4,000円余、令和5年度は2,399万6,000円余、令和6年度は2,415万2,000円余というような形になっております。

○**斉藤信委員** そうすると、年間の限度額を令和4年度から超えているのですよね。2,371万8,000円の限度額。そうすると、限度額の意味ないのではないですか。これは、結局物価高騰分を補正予算で措置してふえたと、こういうことになるのですか。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 今斉藤信委員がおっしゃったとおりでございます。限度額は指定管理期間の当初においてベースとなる分を限度額として積んだものでありますし、その後の物件費の上昇でありますとか、そういったものを加味して毎年精算しているということで、その分は上限額を超えても精算しているというような状況でございます。

○**斉藤信委員** そうすると、何か限度額の意味ないよね。限度額というのは、それを超えないという意味だよね。だから、これどうなのでしょうね。2,371万8,000円というのは、最初の年度から超えているのです。この限度額の意味というのはどういうものなのか。

○**新沼副部長兼文化スポーツ企画室長** 斉藤信委員のおっしゃるとおり、限度額を設定している中で実際は超えているというような状況が生まれているところです。我々の理解とすれば、通常の運営の中の限度額ということですが、ただあまりにも物価、燃料費の高騰とか、やはり通常の枠を超えたところについては国の事業なども活用して、そこは別枠で手当てをしましょうということで、あくまで限度額は通常の指定管理の枠の限度額というような理解で、それを超えた特別な事情があるときは別途補正を組んで、上乘せしてというような理解で処理をしているところでございます。

○**斉藤信委員** 恐らく限度額がもうぎりぎり、今の物価高騰に対応しないということになっているのだと思います。だから、本当にそういう制度でいいのかというのがありますよね。僕は、指定管理者制度というのが完全にもう当初の目的からずれて、例えば今回も申請しているのは1者だけですよね。指定管理者制度を継続する意味があるのかと、根本的に今在り方を見直す時期に入っているのではないのでしょうか。

それと、今回の限度額は、それでも2,800万円ということになっています。ただ、一律に5年間2,800万円という限度額でいいのかというのがありますよね。どんどん物価も上がる、賃金も上がる、それは別枠というように考えるのか、今回はそれも含めて2,800万円なのか、そこを示してください。

○田内スポーツ振興課総括課長 設定した上限額につきましては、物価高騰分はまた別枠で対応していきますし、人件費につきましても、初年度分につきましては県の人事委員会勧告に準じた人件費上昇分を考慮したのとなっておりますけれども、2年目以降——令和9年度以降になりますけれども、2年目以降につきましては、その賃金水準の変動に応じて見直しを図り、そのスライド枠を指定管理料に反映させていくということになりますので、賃金スライド分は上限額を超えてということも十分想定されるというものでございます。

○斉藤信委員 今の答弁を聞くと、こういう指定管理者制度、限度額の設定というのは、全然意味をなしていないということですよ。私は、指定管理者制度の今の実態そのものが本当に継続すべきものなのか、または財政的にもこういう限度額の設定というのが全然実態に合わないものになっているということからすると、そのことも含めて見直すべきだと。

それと、もう一つ聞きたいのですが、岩手県スポーツ振興事業団に、さらに5年間委託するのでしょうか、今までの実績と新たな5年間の計画で、どういう新たな取り組みをしようとしているのか、利用者のサービスはどのように改善される計画になっているのか示してください。

○田内スポーツ振興課総括課長 これまでの実績ということで、利用者数の推移をお話しさせていただきますと、令和3年度から現在の指定管理期間になりますが、令和3年度が2万2,244人、令和4年度が2万4,932人、令和5年度が2万5,654人、令和6年度が2万6,208人ということで、利用者数は順調に伸びている状況でございます。

また、勤労身体障がい者体育館ということで、令和6年度の利用者は、先ほど2万6,208人と申しましたけれども、そのうち障がい者の利用者数が5,918人ということで、全体利用者の22.6%というような形になっております。

そういった中で、今回指定管理者におきまして、これまでも障がい者スポーツの普及という観点で、さまざまな体験会でありますとかスポーツ交流会、障がい者スポーツに関する交流会を行ってきたところでございます。次の指定管理期間におきましても同様に、そういった障がい者スポーツの普及といった観点でさまざまな事業をやりたいということで、今回の提案にも盛り込まれたところでございます。

○斉藤信委員 この5年間、利用者はずっと毎年ふえていると、これは評価したいと思えます。障がい者の利用が令和6年度は5,918人、22.6%だったと。これ5年間の推移はふえているのですか。

○田内スポーツ振興課総括課長 障がい者の利用者数の推移でございますけれども、令和3年度につきましては5,081人、令和4年度が5,477人、令和5年度が6,217人、令和6年度が先ほど申し上げましたように5,918人ということで、令和5年度がピークとなりまして、令和6年度は若干落ち込んだというような状況でございます。

○斉藤信委員 令和5年度6,217人と、ここまでふえたのですけれども、ふえた要因は何

なのかということと、その後若干減ったと。今後の5年間、利用者、全体の活用計画、障がい者自身の利用計画というのはどのように設定されていますか。

○田内スポーツ振興課総括課長 障がい者の利用者数の推移の分析というところですが、申し訳ありません、つまびらかに指定管理者から聞いているというところではないのですけれども、基本的には指定管理の開始のときよりは伸びているということで、令和6年度に減ったということに関しまして、年度ごとのちょっとした凸凹はあるのかと思います。いずれ一般の利用者数、それから障がい者の利用者数とも今のところ伸びている状況というように捉えておりました、やはり勤労身体障がい者体育館ので、先ほど申し上げたようなさまざまな交流会とか体験会といった取り組みを行っている成果ではないのかというように我々としては捉えております。

今後の施設の障がい者の利用見込みということでございますけれども、今回の指定管理に当たりまして、候補者から提案された中身を申し上げますと、障がい者の利用については令和8年の見込みが6,209人、令和9年度が6,201人、令和10年度が6,193人、令和11年度が6,185人、令和12年度は6,177人ということで、少しずつ減るような指標の設定とはなっておりますけれども、いずれ我々といたしましても体育館の設置のそもそもの目的というものに鑑みて、障がい者の利用が促進されるようにしっかりと指定管理者にも助言、指導を行いながら、施設の適切な管理運営に当たってまいりたいというように思います。

○斉藤信委員 今の話を聞いて、令和8年は6,209人ということでふえるのだけれども、それから徐々に減っていくという、この理由は何ですか。計画ですから、減っていく計画というのは何か理由があるのだと思いますけれども、それは何でしょうか。

○田内スポーツ振興課総括課長 若干減るような指標にしている要因としましては、これも指定管理者の提案ということで提案書類に記載してあるのですけれども、やはり少子高齢化の進行ですとか、人口の県外流出で総人口の減少が続いていると、県内の人口の減少が続いているという状況を鑑みて、体育館の利用者、多く利用しているのは盛岡市とか滝沢市周辺だと思いますけれども、その辺の人口の動向も考慮した上で若干減るような指標にしているというように認識をしております。

○斉藤信委員 6,000人台というのは、この5年間と比べると全体とすればふえる計画ということなのですが、ただ令和8年はふえるけれども、その後は減っていくという、計画自体でそうなっているということは少し理解し難いところなのです。

先日、東京2025デフリンピックが開催されて、かなり大きな大会、そして岩手県にゆかりのある選手が大活躍するというので、障がい者のスポーツというのも本当に今注目をされるというか、国民の認知度も高まってきたというように思います。そういう障がい者のスポーツ、アスリート養成ということにこの体育館というのはどうかかわるのか示してください。

○田内スポーツ振興課総括課長 県といたしましても、パラアスリートの競技力向上ということに関しましては、パラアスリートの方に対する大会出場でありますとか、強化合宿

に要する経費の支援というのはずっと行ってきておりますし、また新たなパラアスリートを発掘、育成するような事業——普通のところでいいますとスーパーキッズ事業に対応するような、そこまで小さなお子さんが来るわけではないのですが、そういった発掘、育成するような事業も行っているというような状況です。

そうした中で、勤労身体障がい者体育館ですけれども、障がい者スポーツといいましてもそこだけ使っているわけではないというのはそのとおりでありまして、例えばふれあいランド岩手でありますとか、もっと広いスペースを要するようなスポーツについては、またほかの県営施設を使ったりというようなことでありまして、どちらかという勤労身体障がい者体育館は、競技力向上というよりは障がい者の方を含めた生涯スポーツの生きがいとしてのスポーツの振興というような部分に使われているほうが多いのかなというのが、正式なデータがあるわけではないですけれども、我々としてはそういった感覚でございます。

○**斉藤信委員** あと、岩手県スポーツ振興事業団に委託されてきたわけですけれども、勤労身体障がい者体育館にかかわる人員、待遇はどうなっているのでしょうか。それは次の計画でどのように改善されるか、計画があれば示してください。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 今回指定管理候補者からは職員配置計画書というものが提出されておりまして、正職員である館長1名、それから正職員以外の職員が3名の合計4名体制というような提案を受けております。我々が募集のときにお示した仕様書におきましては、必要な有資格者等、適正な職員を配置すること、それから職員を常時1名以上配置することというようなことは明記しておりますけれども、指定管理候補者におきまして効率的、効果的な運営というのを考慮して、このような人員体制の提案がなされたものというように認識をしております。

現在も正職員1名、正職員以外3名という体制は同じでございます。やはり岩手県スポーツ振興事業団におきましては、指定管理者制度が始まった平成18年度から継続してこの施設を運営してまいりました。そういった実績とか運営ノウハウも踏まえた形でのこういった提案なのかなというように捉えております。

○**斉藤信委員** 待遇はどうですか。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 待遇につきましては、これも指定管理候補者からの提案でございますけれども、時給ベースで申し上げますと、正職員である館長の1時間当たりの賃金が1,761円、その他3名——正職員以外の3名ですけれども、1,341円、1,374円、1,258円というような提案になっております。

○**斉藤信委員** 最後ですけれども、結論的に言うと、指定管理者制度というのは今本当に見直す時期に来ているし、実態としても指定管理者制度の当初の目的とは違った、申請状況にしても、あと運営委託費の状況にしても変わってきているのではないかと思います。

今人員の話も聞きましたけれども、正規職員は1人で非正規職員が3人ということです

から、全体として非正規職員をふやす制度になっていると、そのことも今後見直していくべきではないのかということ指摘して、この議案に私は反対いたします。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、反対の方がおりますので、採決は1件ずつ行います。

初めに、議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立全員であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第36号岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県公会堂保存活用計画の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○和田文化振興課総括課長 それでは、岩手県公会堂保存活用計画の策定について御説明いたします。

本計画は、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例に基づく計画ではございませんけれども、令和9年に竣工100周年を迎える公会堂につきまして、今後の保存や活用に向けて協議会を設置し、保存活用計画を策定しようとするものでありますことをこの場をお借りして御報告させていただくものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、2ページをごらんください。1、岩手県公会堂の概要、(1)設置の経緯についてでございますが、岩手県公会堂は昭和2年に竣工し、岩手県議会議事堂と公会堂として活用され、議事堂機能の移管に伴い、文化・集会施設を中心として公会堂が活用されてきております。平成18年に国の登録有形文化財にも登録されているところでございます。

(2)施設の概要ですが、現在会議室等で利用している14室のほか、記載のと通りの諸室がございます。

3ページをごらんください。2、保存活用計画について、(1)保存活用計画とは、文化財保護法に基づき、文化財の個別の状況に応じた保存・活用の考え方や、取り組むべき具体的な内容を位置づける文化財の保存・活用を進める指針となる基本的な計画とされているところがございます。

(2)計画の内容でございますが、文化財保護法のほか文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針に基づいて、ア、基本的事項、それからイ、具体的な措置に関する事項、ウ、計画期間などを記載することとされております。

4ページをごらんください。岩手県公会堂保存活用計画の構成(案)でございます。(1)策定の背景につきましては、令和9年に竣工100年を迎える公会堂について、次の100年の建物の保存・活用に向けて、保存や管理状態等の現状と課題・今後の方向性を計画として整理したいと考えているものでございます。

(2)計画期間は5年間を想定し、(3)全体構成につきましては、国の指針やほかの類似文化財の保存活用計画を参考とし、表に記載した構成で検討していく予定としております。表中の第2章では保存管理に係る章立てを行いまして、文化財として保全・保存が必要な部屋、部位を整理し、第5章では活用について、建物の活用・公開に向けた方向性を記載してまいりたいと考えております。

5ページをごらんください。文化財としての保存・継承を図り、文化的価値の普及・向上と県民の文化活動における利用の促進に向けまして、広く有識者から意見を聴取するため、岩手県公会堂保存活用に関する協議会を設置し、計画の策定を進めてまいります。

(2)構成員につきましては、学識経験者2名、県内建築業界有識者2名、公会堂利用者1名、盛岡市1名、それから公会堂を利用している県民の方1名などで構成する予定としております。

6の今後のスケジュールにつきましては、令和8年3月には素案を作成し、4月から5月に素案に係るパブリックコメントを実施後、6月には最終案を作成する予定としております。また、内容につきましては、議員の皆様にも今後随時御説明の場を設けさせていただきたいと考えております。以上で御報告をさせていただきます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○村上貢一委員 公会堂の件については……

○佐藤ケイ子委員長 公会堂の報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○村上貢一委員 では、済みません。公会堂のほうはぜひ頑張ってくださいと思いますし、あとはやはり今ジェンダーレスとか、女性活躍とかというところもありますから、若者なり女性なりの登用もぜひ御配慮いただければと思います。よろしくお願いします。

第2期公共施設等総合管理計画(最終案)が示されておりますけれども、それに対して文化スポーツ部としてのお考えをお聞きしたくて、何点か質問させていただきます。

まず、この計画の中において、スポーツ施設においても、現状維持・更新、解体、売却・移管の3案が示されておりますが、文化スポーツ部としてそれぞれの案をどのように評価

しているのか、その評価結果をまずお伺いいたします。

○**新沼副部長兼文化スポーツ企画室長** 今回、公共施設の総合管理計画の最終案の関係で、施設評価結果というのがさきの提出予定議案等説明会で提示されまして、当部で所管している施設の施設評価結果ということで御説明をさせていただきたいと思います。

それで、施設評価結果について、当部所管の各施設について、基本的な情報ですとか、利用状況ですとか、社会目的の適合性、あとは直近の維持コストという、そういった項目について所管部である当部が整理して、公共施設カルテというものを策定しております。このカルテの中の情報を基に、利用状況と経費効率のソフト面の観点と建物性能のハード面という二つの軸を用いて定量評価をしております。

さらには、施策上の必要性ですとか、代替の可能性といった観点からの定性評価を行ったものというようになっております。したがって、村上貢一委員からお話のありました当部の施策のところの目的について、定性評価の中では一応評価が行われているというように認識しております。

ただ、今回示された施設評価結果ですけれども、本会議と、提出予定議案等説明会でも総務部からお話がありましたが、全庁統一の基準による定量的、定性的な両面から評価を行ったたたき台というように認識しております。これらの評価結果をもって直ちに当該施設の取り扱いを定めるものというようには認識していないところでございます。あくまで議論の出発点でございまして、具体の在り方については評価結果を踏まえつつ、関係団体等とも議論を深めながら決定していくものというように考えております。

○**村上貢一委員** まず、定量的、定性的評価ということで、その辺は本当に私もそう思います。また今答弁がありました、まずたたき台だということで安心はしておりますけれども、それについて、そうはいつでもやはり更新、維持をしながら解体のほうに進んでくという施設の中に岩手県営スケート場というところが出てきました。

先週末、岩手県高等学校スケート競技選手権大会、岩手県中学校スケート競技選手権大会が開催され、私も土曜日に見学してきましたけれども、やはり吉田雪乃選手に続く有望な選手もいるなど、これはやはり世界に続いてほしいなという思いがある中でお伺いします。

スケート場を解体した場合、トップ選手及びジュニア選手の練習機会、学校教育との連携、あとは大会開催——これからも予定されているようです。あと、地域クラブやスケート少年団の活動環境、冬季競技文化の継承等々、それぞれに与える影響をどのように把握し、分析しているのか。

あわせて、ほかの施設の受け皿、近県リンクの利用条件、移動距離、費用等の具体的状況や、代替拠点が確保できない場合の競技力低下のリスク、またその消失リスクをどのように認識しているのかお伺いいたします。

あわせて、岩手県スケート連盟での意見聴取の状況やその内容等をお伺いいたします。

○**田内スポーツ振興課総括課長** まず、一つ目のお尋ねでございまして、スケート場を解体

した場合の影響ということでございますけれども、先ほど新沼副部長からも御答弁申し上げましたとおり、具体の在り方につきましては、今後関係団体等の御意見でありますとか、施設をめぐる社会情勢、それから本県の財政状況などを総合的に考えて、個別に決定していくというような予定となっております、現時点でスケート場の廃止、解体を前提としたような影響調査であるとか分析というものは、我々としては行っていないというところでございます。

それから、二つ目のお尋ねでございますけれども、代替施設等々というお話でございましたが、まず一つ、代替施設につきましては、400メートルスピードリンクを有するスケート場は、東北地方には本県の県営スケート場のほか、青森県八戸市、それから山形県山形市、福島県郡山市にございますけれども、比較的移動距離が短い八戸市の長根屋内スケート場について申し上げますと、本県と違いまして夏期利用ができるというようなメリットがある反面、盛岡市から車で約2時間ぐらいかかる、移動が伴うということで、やはり利用者の負担増というものは見込まれると思っております。

また、代替拠点が確保できない場合のリスクということに関しましては、これも繰り返すようになりますけれども、この評価結果をもって直ちに取り扱いを定めるものではないということで、現時点でそういったスケート場の廃止、解体を前提として、リスクも含めて、そういったものの検討というは行っていないというところでございます。

あと、県スケート連盟からの意見聴取の状況ということでありますけれども、県スケート連盟に対しましては、今回の第2期岩手県公共施設等総合計画の最終案と施設評価結果につきまして、先般情報提供を行ったところでございまして、連盟の内部でも情報共有されているというようには伺っております。けれども、今後具体的な在り方を検討していく際におきましては、連盟からももちろん丁寧に御意見を伺うなど、関係機関と丁寧な議論を行っていく必要があるというように考えております。

○村上貢一委員 とにかく丁寧に対応していただければと思いますし、代替施設は八戸市、山形市、郡山市にあるという話ですけれども、屋外リンクでいうとやはり県営スケート場のリンクというのは、今大変貴重なリンクであるらしくて、温暖化の影響でほかの施設ではなかなか開設期間も短くなっている。そういう中で県営スケート場は11月から、予定では3月までということで、比較的長い間使えるということで、そういう意味からもスケート競技界にとっては大変貴重なリンクということで、大規模な大会等々もこれからは予定されているそうですから、ぜひしっかりと丁寧に御対応していただければと思います。

また、縮小して改修しながら、あと民間活力の導入やら、市町村、競技団体とも共同管理なども検討しながら、複数の案を総合的にも比較検討していただきたいと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○田内スポーツ振興課総括課長 ただいま村上貢一委員から、縮小、改修であるとか、共同管理であるとか、さまざまな御提案いただきましたけれども、まさに村上貢一委員御紹

介のように、さまざまな手法を活用した複数の方向性というものを比較検討していくというのが非常に大事だろうというように思っております。

今後の在り方の検討の中にあリましては、丁寧に御意見を聞くというのはもちろんでありますけれども、そういったさまざまな方向性を比較検討するといった幅広い検討が必要であるというように考えております。

○村上貢一委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。第2期岩手県スポーツ推進計画において、冬季競技の強化、育成環境の充実も掲げておりますし、県営スケート場の維持をぜひ、その辺の計画との整合性を担保しながら進めていっていただきたいと思ひます。

あと、公共施設等総合管理計画における県有施設マネジメントと、第2期岩手県スポーツ推進計画の目指す姿の、スポーツの推進による県民誰もが健やかで輝く岩手の創造という二つの価値のバランスを取りながら進めていっていただきたいと思ひますが、その方向性についての御所見を伺ひます。

○田内スポーツ振興課総括課長 まず、冬季競技等の強化、育成環境の充実、計画との整合性というお話でございますけれども、先ほども村上貢一委員から御紹介ありましたとおり、県では岩手スーパーキッズ発掘・育成事業を実施しまして、その修了生でございます、スピードスケートの吉田雪乃選手が世界を舞台に活躍するといった成果を上げているところでございますけれども、そのほかにも大会や強化合宿への参加支援、それからスポーツ医・科学の知見を基にしたトレーニング指導など、総合的な取り組みによって競技力の向上に努めているところでございます。

こうした中、スケート競技におきましては、県営スケート場は競技の普及、それから競技力向上を図る上で重要な拠点施設というように認識しておりますが、今回示された施設評価結果をたたき台、それから議論の出発点として、今後具体的な在り方について検討していくことにしております。そういった施設の在り方に応じて、スケート競技の強化、それから選手の育成をどのように図っていくかについても、その具体的な在り方検討の中で議論していくべき事項というように考えております。

それから、計画との整合性というお話でございましたけれども、第2期岩手県スポーツ推進計画におきましては、先ほど村上貢一委員から御紹介ありましたとおり、スポーツの推進による県民誰もが健やかで輝く岩手の創造というのを目指す姿に掲げております。このスポーツ推進計画におきましても、県有スポーツ施設のストックの適正化というものを施策の一つに掲げているところでありまして、第2期公共施設等総合管理計画の最終案と方向性が大きく異なるものではないのかというような認識はしております。

今後におきましても、人口減少、それから少子高齢化の進行による施設利用の需要の変化なども見据えつつ、安心してスポーツを楽しむ環境の整備に取り組んでいく必要があるというように考えております。

○村上貢一委員 ぜひそういうお考えの下に進めていっていただきたいと思ひますし、今子供たちも肥満傾向とか、そういうところがあります。時代は変われど、やはり冬季スポ

一ツ、冬の間には体づくりとか健康づくりをするのも非常に重要なところだと思いますので、スケートのみならず、スキーとかジャンプ競技場とかもあります。古い話をすれば、岩手県の国体を高松の池でやったときもあります。そういう歴史もありますので、ぜひ冬季スポーツに向けてもしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

○**齊藤信委員** 私は、先ほどの岩手県公会堂保存活用計画の報告について若干お聞きしたいと思います。

一つは、4ページのところに第2章、保存管理計画があつて、文化財として保全・保存が必要な部屋、部位の整理ということがありますが、今までも保全・保存が必要な部屋、部位というのはあつたと思いますが、5年間の取り組みがどうだったのか。そして保全・保存が必要な部屋、部位というのは、これは見直される可能性というはあるのかなのか示してください。

○**和田文化振興課総括課長** これまで保存活用計画という形で保存活用というものはやっておりませんでしたので、今回初めて実施するものです。ただ、基本的な考え方というものを定めながら、当時の遺構を残しながら保存して活用していきましょうという、それで全面保存していくようなスタンスではやってきたのですけれども、具体的にどの部屋をどのような雰囲気に残していくかであるとか、創作物の遺構をこういう形でしっかり残していきますとか、部位の部分ですとか、そういうところまでは具体的に定めたものがなかったというところがございます。

いずれ今後、建てられたとおりのものをしっかり残していく部分、あるいはお手洗いとか、少しバリアフリーにして、当時のものとは様相が変わっても大丈夫な部分、そういうものはどういうところなのかということをお聞きしたいという位置づけているものでございます。

○**齊藤信委員** これは、2ページのこの間の経過のところ、平成18年に国の登録有形文化財に登録となっているわけです。国の登録有形文化財に登録されれば、いわゆる文化財保護法に基づいて必要な保全・保存というのが求められたのだと思うけれども、今まで保全・保存の計画がなかったというのはどういうことなのか。

○**和田文化振興課総括課長** 国の登録文化財といったときに、保存活用計画の策定を義務づけられているものではなく、明確化を図るものとしては計画だけということではなくて、基本的な考え方を求めて運用していくこともあるというようなどころでございました。今後、老朽化して修繕が必要な部分も出てきていて、当時の遺構としてどう残すのかという、そういう専門的な知見を盛り込んだ計画という意味で、改めて今回策定をしたいという趣旨になります。

○**齊藤信委員** 驚きました。国の登録有形文化財に平成18年に指定されていたけれども、法律に基づく保全・保存の計画というのがあつたわけではないということですね。今回はしっかりそういう計画を立てようと、こういうことですね。

それで、少し直観的な話なのですが、山形県の旧県庁舎は、国の重要文化財に指

定されて保全されていますよね。岩手県公会堂と比べると見栄えが違うのです。山形県の旧県庁舎は、やはりきちんと磨かれているというか、きれいなのです。公会堂は、残念ながら磨かれていないというか……

〔「クラシック」と呼ぶ者あり〕

○**斉藤信委員（続）** クラシックと言えばそうなのだけれども、本当にきちんと清掃なり、かなり金がかかるような気はしますけれども、そういう保存のあり方というのも、古い形で老朽化したまま残すというよりは、きれいに——やはり必要な掃除というのでしょうか、ごみを取るといえるのでしょうか、何かそういうことが必要なのではないかと。

何といったって一等地にあるのです。本当に盛岡市の中心中の中心にある文化財ですから、そういう意味でいけば利用価値が高い。そして文化財の建物ですから、それにふさわしい活用の仕方というのは、今もやっていると思うのだけれども、単にそのまま維持するというのではなくて、100年になるということですから、今までの100年の価値が生かされるようなものに、ぜひ今後の保存計画ではしっかりしたものを出してほしいと思いますけれども、現段階で所管の部、課として考えていることを示してください。

○**和田文化振興課総括課長** 岩手県公会堂そのものにつきましては、さまざまな有識者の方々から、塔屋がある、とてもクラシックないい遺構だというような評価もいただいております。実は、塔屋などは、安全性が確保できていないために、皆さんにお見せすることができなかつたり、もっと活用の仕方が幅広に考えられるなというように考えているところもありますので、そういった観点からも活用計画を生かしていくというようなところで、ぜひ今回策定して、明確化をしていきたいと考えております。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中4及び2変更並びに議案第37号岩手県立野外活動センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**武蔵教育企画室長** 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の9ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、第10款教育費の補正予算額32億2,600万円余のうち、第9項私立学校費を除く第1項教育総務費から第7項保健体育費までの合計32億2,400万円余

を増額しようとするものであります。

その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の 62 ページをごらん願います。第 10 款教育費、第 1 項教育総務費の第 1 目教育委員会費は、南昌みらい高等学校体育館新築工事に係る工事契約解除に伴う損害賠償に要する経費及び給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであり、第 2 目事務局費は、教育委員会事務局職員の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであり、第 3 目教職員人事費は、教育委員会事務局職員等の給与改定に伴う人件費及び退職手当について補正しようとするものであり、第 4 目教育指導費は、特別支援教育関係職員等の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであり、次のページ、63 ページに参りまして、第 5 目教育センター費は、総合教育センター職員の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

64 ページの第 2 項小学校費から次の 65 ページ、第 3 項中学校費、次の 66 ページ、第 4 項高等学校費、さらに次ページ、67 ページの第 5 項特別支援学校費まで、いずれも教職員等の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

次のページに参りまして、第 6 項社会教育費及び次ページ、第 7 項保健体育費は、社会教育関係職員及び保健体育関係職員に係る給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。議案（その 1）にお戻りいただきまして、12 ページをごらん願います。第 3 表債務負担行為補正、追加の表中、教育委員会関係は事項欄 4、指定管理者による野外活動センター管理運営業務であります。これは、令和 8 年度から翌年度以降にわたって行われる岩手県立野外活動センターの指定管理者による運営業務について、期間を令和 7 年度から令和 10 年度まで、限度額を 4 億 8,300 万円として債務負担行為を設定しようとするものであり、次ページ、13 ページに参りまして、変更の表中、事項欄、校舎建設事業は、宮古商工高等学校及び宮古水産高等学校校舎新築工事に関する債務負担行為について変更するものです。

債務負担行為の変更の内容であります。宮古商工高等学校及び宮古水産高等学校校舎新築工事について、入札不調となったため、積算を見直して再入札を行うこととしたことから、債務負担行為の期間及び限度額を変更しようとするものであります。

当該新築工事の概要については、別途お配りしております資料に基づき御説明を申し上げます。資料、岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築工事についてをごらん願います。

1 の事業目的についてであります。老朽化が著しい宮古商工高等学校の商業校舎及び工業校舎と宮古水産高等学校の 3 校舎を効率性、経済性の観点から同一敷地内に一体的に整備するものであります。

2 の事業内容についてであります。事業予定地は、宮古商工高等学校商業校舎と宮古

水産高等学校の現在地となります。施設規模は、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積1万6,848平方メートルの校舎棟を新築し、第一体育館、第二体育館、柔剣道場は商業校舎の既存施設を改修し、使用するものであります。また、商業校舎敷地内にグラウンドを整備するとともに、宮古水産高等学校の既存校舎等を解体の上、サブグラウンドとして整備するものであります。

次のページをごらん願います。3の補正理由についてであります。校舎新築の建築工事について令和7年7月に入札を実施いたしました。入札の取りやめとなり、その要因として昨今の資材や人件費高騰の影響、また人手不足により作業員の確保や現場に通勤できる業者が限定されること、労働時間の制限によって、より多くの人員を要する状況となっていることが考えられます。

対応でございますが、工事費の積算を見直した上で再度入札を行うこととしております。理由といたしましては、設計の見直しを一度行っており、見直し後の整備面積は生徒の学びに必要な面積であること、また既存校舎の老朽化が著しく、生徒及び職員の安全を確保するためにも早急に改築が必要であることからです。

これまでの見直しの検討経緯は表のとおりであります。概算事業費は既存校舎やグラウンド整備を含めた全体事業費であり、今回の債務負担行為の補正につきましては校舎新築工事に係る部分のみであり、その内容は先ほど説明したとおり、期間と限度額を補正するものであります。

3ページ以降につきましては、参考として既存校舎との比較、4ページは完成後のイメージ、5ページは商業校舎敷地内の配置図、6ページ以降は各階の平面図となり、宮古商工高等学校と宮古水産高等学校で共用する諸室を黄色、各高校の専用諸室をそれぞれの色で表示しています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 教育委員会関係施設の指定管理者の指定に関する議案につきまして御説明を申し上げます。

教育委員会関係施設は、議案（その2）の156ページ、議案第37号岩手県立野外活動センターとなります。野外活動センターの指定管理者の指定に係る提案の趣旨等につきまして御説明いたします。

お手元に配付しております資料の1ページをごらんいただきたいと思います。議案第37号岩手県立野外活動センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての1の提案の趣旨でございますが、県立野外活動センターにつきましては、令和8年度から指定管理者制度を導入することとしており、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定する指定管理者の概要でございますが、公募を行いましたところ1団体から応募があり、教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、特定非営利活動法人国際自然大学校を指定しようとするものであり、指定の期間は令和8

年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としようとするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯でございますが、有識者5名で構成する教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会を設置し、当該委員会において審査を行うところであります。審査は、書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を行い、その結果、今回提案いたしました指定管理者について、全国12か所の運営実績と豊富なノウハウを持ち、職員研修や組織的運営においても高い信頼性があり、自然体験を理念に掲げ、全国規模のネットワークと多様な野外活動指導の経験を強みとしていることなどから、ノウハウを生かした適切な運営が期待できるとして選定されたものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 損害賠償の議案は後でやるので、これは説明しなかったということですね。

○佐藤ケイ子委員長 はい、次です。

○斉藤信委員 わかりました。これは予算と別だということですか。

○佐藤ケイ子委員長 予算と、あと債務負担行為も。

○斉藤信委員 いずれにしても、予算とは別枠で説明するということですね。

○佐藤ケイ子委員長 はい。

○斉藤信委員 わかりました。

岩手県立宮古商工高等学校、宮古水産高等学校の校舎新築なのですけれども、概算事業費を約156億4,000万円に補正するということですね。そして、入札をやり直すということでしょうか。そうすると、今までの設計というのはどうなるのか。今までも詳細設計をやってきたと思うのですけれども、これは微調整で済むものなのか、設計をやり直すことになるのか、まずそこからお聞きします。

○山崎学校施設課長 今回の債務負担行為の変更にあたって、設計の変更があるかどうかということなのですが、設計については今回は変更いたしませんで、積算のみを見直して債務負担行為の変更をお願いしようとするものでございます。

○佐藤ケイ子委員長 済みません。休憩をお願いします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 再開します。

○斉藤信委員 設計は変更しないということは、設計どおりの建物ができるということですか。あくまでも物価高騰、材料費、人件費が上がって、入札価格を見直さなくてはならないと、そういうことでのいいのですか。

○山崎学校施設課長 斉藤信委員がおっしゃるとおりでございます。中でもさまざま検討したのですけれども、入札が不調になったということ踏まえた対応をどうするかというところで、今回仮にさらに縮小するような設計変更するとなると、まずもって今の設計がもう既に生徒の学びにとっては必要最小限の設計であるということから、これ以上の縮

小はするべきではないということになりまして、設計見直しになりますと、また設計からですので、供用開始までの時間がかかるということでございまして、今回は生徒の学びということをまず最優先に、スケジュールの影響も最小限にするために、設計の見直しは行わず、その内容の積算の見直しを行って、再入札に進みたいということでございます。

○齊藤信委員 よくわかりました。

それで、これは公共工事ですから、公共工事の労務設計単価、言わばそれに基づいて積算したのだと思うのです。これは、今の公共工事労務設計単価が現状に合っていないのか、労務設計単価は合っているのだけれども、資材費が高騰したのか。118億円から156億円ですから、約40億円弱になるのですけれども、引き上げなくてはならない。この内訳を示してください。

○山崎学校施設課長 概算事業費の増額の内訳ということでございますけれども、主なもので申し上げますと……少々お待ちください。済みません、まず増額の主な要因としては資材、人件費の高騰でございまして、影響額といたしましては、概算でございますけれども、資材費の高騰として約20億円となっておりますし、また、人件費につきましては……少しお待ちください。確認の上、御答弁いたします。

済みません。先ほど答弁しかけたとおりなのですが、資材高騰として約20億円ほどでございまして、また人件費のほうは、さまざま諸経費に含まれているために影響額の試算は困難でございますけれども、残額の大きな部分を占めているということでございます。

○齊藤信委員 残額の大きな分と、大体あと18億円ぐらいですよ、20億円弱ですよ、それは人件費関係だということ。

それで、先ほども聞いたのだけれども、公共工事労務設計単価とあるではないですか。基本そこで積算しているのだからけれども、それがもう実態には合わないということなのか。例えば週休2日制でやると工期は延びますよね、そういう関係で人件費がふえるということになっているのか。資材高騰で20億円というのはわかるのです。人件費が同じぐらい高騰するという理由は何ですか。

○山崎学校施設課長 人件費高騰の主な理由ということで、聞いたところによりますと、やはりまず今建設現場においては作業時間といいますか、1人当たりの作業時間を、働き方改革というような流れの中で、きっちりと長くならないようにするということになりまして、実際必要な人員が逆にふえる、1人当たりの仕事の時間は減るのですけれども、その分を補うために逆に人員が必要になるというようなところで、その人員を確保するためにある程度人件費というものをお支払いしないと、なかなか確保できないというようなことを聞いております。そうでなくても、今回宮古市で実際建設するわけなのですが、地域性もあって、そういった要員の確保がなかなか難しいということで、人件費の高騰につながったというように認識しております。

○齊藤信委員 この件はわかりました。了解しました。

次に、県立野外活動センター指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてなのですが、東京都の特定非営利活動法人国際自然大学校なのですが、岩手県にどういうゆかりと縁があるものなのでしょうか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 今回提案いただきましたNPO法人国際自然大学校でございますが、自然体験活動の専門団体として43年の実績があることと、あと令和7年度現在では関東圏を中心に全国12カ所で類似施設の運営を行っているところでございます。今のところ県内での運営実績等はないところでございます。

○斉藤信委員 現在の場所に野外活動センターが整備されてから、今までは直営でやってきたのですよね。直営の実態を示してください。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 野外活動センターにつきましては、平成18年から指定管理者制度を導入してきたところでございますが、震災で施設が被災しまして、復旧と併せて今回直営に変えたものでございます。

直営に当たりましては、管理運営は県の職員を配置してということでございますが、研修等の活動業務につきましては、岩手県スポーツ振興事業団に委託をしまして、そちらの直営派遣と併せて対応してきたところでございます。

○斉藤信委員 平成18年以降、岩手県スポーツ振興事業団が指定管理をやって、直営のときも岩手県スポーツ振興事業団に委託してきたと。単純に考えると、岩手県スポーツ振興事業団が申請してもおかしくない案件なのだと思うのですが、何で岩手県スポーツ振興事業団は申請しなかったのですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 野外活動センターの施設管理でございますが、現在県直営で運営しているところでございますが、先ほど申し上げたとおり、研修業務委託につきましては、岩手県スポーツ振興事業団の指導職員を県派遣で対応してきたところでございます。

今回の指定管理者制度の導入に当たりましては、全国の同類施設で半数以上が事業の効率化や利用促進の観点から施設管理業務と研修業務を一括としている状況がございまして、今回、施設管理業務と研修業務を一括で公募を行ったところでございます。このため、岩手県スポーツ振興事業団では、指導職員の独自確保が難しいという判断で今回応募をしなかったのではないかと推察しているところでございます。

○斉藤信委員 推察ではだめなのです。実は、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターは岩手県文化振興事業団が申請もしなかったと。あの委託費ではやっていけないというのが理由でした。今までかかわってきた岩手県スポーツ振興事業団が申請もできないということは、私は極めて深刻なことだと思います。

それで、資料には債務負担行為の年間の額も書いていない。先ほどの岩手県勤労身体障がい者体育館は、文化スポーツ部の所管ですが、5年間の債務負担行為限度額はきちんと年間で出ていました。年間の債務負担行為の限度額というのはどうなっているのですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 指定管理料の年間の導入額につきましては、予算ベースでは年間 160,720 千円の3カ年ということで、100 千円以下が整理されますと、483,000 千円ということになります。なお、この指定管理料の上限額につきましては、これのほかに利用料金の収入が 429 万 8,000 円程度ありますので、募集に当たっての上限額につきましては 165,018 千円という形になるものでございます。単年度です。

○斉藤信委員 単年度 16……

○藤井生涯学習文化財課総括課長 165,018 千円を掛ける3カ年という形になって、4 億 8,300 万円になる。

○斉藤信委員 1 億六千五百……

○藤井生涯学習文化財課総括課長 1 億六千五百、済みません、桁が違って……

○斉藤信委員 1 億 6,000 万円ね。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 1 億 6,501 万 8,000 円の3カ年で、債務負担行為は 4 億 8,300 万円でございます。済みません。

○斉藤信委員 1 億 6,000 万円でしょう。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 はい、そうです。

○斉藤信委員 もう一度確認します。これは年間ベースだと、1 億 6,501 万 8,000 円、掛ける3年間ということですね。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 先ほど申し上げましたとおり、債務負担行為につきましては利用料金の収入分を除く形になりますので、1 億 6,072 万円の3カ年となります。これに年間 429 万 8,000 円の利用料収入がありますので、今回の募集に当たっての上限額につきましては 1 億 6,501 万 8,000 円となるものでございます。済みません、複雑で申し訳ございません。

○斉藤信委員 そうすると、1 億 6,501 万 8,000 円には利用料金 429 万 8,000 円が入っているということですね。

それで、新しい野外活動センターができてからの年間の維持費は幾らでしたか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 昨年度の決算額ベースでございますが、管理運営費が 1 億 10 万 2,000 円、定数人件費等が 3,277 万 3,000 円、あと先ほど申し上げたとおり岩手県スポーツ振興事業団への職員派遣分がありますので、そちらが 4 億 5,592 万円ということで、トータル 1 億 7,846 万 7,000 円というのが決算額となっております。

○斉藤信委員 1 億七千幾らですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 1 億 7,846 万 7,000 円でございます。

○斉藤信委員 そうすると、これまでは 1 億 7,846 万 7,000 円かかっていたものが、これからは限度額で 1 億 6,501 万円に値切ると、こういうことですね。1,300 万、維持管理費を減らすと、こういうことなのですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 今回、国際自然大学校からの提案に当たりましては、例えば人員も今まで 17 名であったところ、要は施設の維持管理といったあたりを専門業者

のほうに再委託したりといった形で、ある程度効率化を図ってきているところがございますので、そういった部分で経費も抑えられるというようなところでございます。

○**斉藤信委員** 今まで17人だったと、人員は。今度は何人になるのですか。そして、何を専門業者に委託するのですか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 人数ですけれども、17名から今回の提案では12名に、5名減という形になります。

専門業者への委託につきましては、例えば警備業務ですとか清掃業務といったもの、あとはバスの運転といったものをピンポイントで、必要に応じて対応するという形で今回提案いただいているところでございます。

○**斉藤信委員** 人員は12人。新しい施設で、今までかかわってきた岩手県スポーツ振興事業団が申請もできないと。これは岩手県立平泉世界遺産ガイドセンターのときに議論したのです。実態も聞いたのです。こんなことを再びやってはだめだと。あのときは文化スポーツ部の議論でした。再びこんなことをやったのではないですか。今までかかわってきた、信頼できる団体が申請もできない。

例えば12人というのは、国際自然大学校はどこから確保するのですか。県外から人を連れてくるのですか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 今回提案のございました国際自然大学校でございますが、先ほど御説明したとおり、全国に12カ所の類似施設の指定管理も行っております。今回の野外活動センターの指定管理を請け負うことに当たりましては、まずはそういった各施設で既に経験を積んでいるスタッフを中心に岩手県内に来ていただきつつ、かつ県内の雇用等も併せた形で運営していただくというように伺っております。

○**斉藤信委員** 言わば指定管理の計画が出ていると思うのだけれども、どういう新しい取り組みが計画をされているのですか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 今回の国際自然大学校の提案の中でも体験プログラムにつきましては、例えばEボートの体験ですとかドラム缶でピザ作り、海水からの塩作りなど、新しい、すごく楽しそうなプログラムを多数提案していただいているところがございます。体験プログラム等がより充実することにより、利用者数の増加にもつながっていくものと考えております。

○**斉藤信委員** 今まで直営でやってきて、利用実績は何で、どうなって、課題は何だというように受け止めていますか。

○**藤井生涯学習文化財課総括課長** 野外活動センターの利用実績でございますが、震災から復旧後の利用者数でございますが、大体2万7,000人ぐらいで推移してきたところがございます。直近の令和6年度の実績では2万8,551人の利用となっております。

県議会6月定例会の条例議案の提案のときにも説明させていただきましたが、やはり町なか、陸前高田市の市街地に近かった以前の野外活動センターに比べ、広田町のほうに整備したことで、市街地から離れたというところもありまして、なかなか利用者数が伸びて

いないという状況もございました。ですので、今回新しい指定管理者に入ってください、先ほど申し上げたような魅力的なプログラムを実施していくことで、利用者数も徐々にふえていくものと期待しているものでございます。

○**斉藤信委員** 職員配置計画を見ましたけれども、正規職員は8人なのです。非正規職員が4人。非正規職員は時間給です。時給1,200円ということで、最低賃金にかなり近いものです。管理運営全般を担う所長は、これは770万円の賃金総額になるのですけれども、やはり非正規職員の待遇というのが、本当に最低賃金ぎりぎりだなという課題もあるのではないかとこのように思います。

いずれにしても、結論から言うと、これは岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの二の舞になってしまったと、私は率直にそういうように受け止めております。そういう点では、この議案に私は反対します。以上です。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はございませんか。

○**佐々木朋和委員** 済みません。先ほど議論のあった県立宮古商工高等学校と県立宮古水産高等学校の校舎の新築についてだったのですけれども、まず開札結果の一般競争入札の取りやめ、理由が全ての入札者の入札が無効となったためということですが、何者ぐらいの応募があったのか、あと無効ということはどういったことなのか教えていただきたいと思います。

○**山崎学校施設課長** 入札の結果の詳細につきましては、資料に記載のとおりで、全ての入札者の入札が無効となったためというところでもございまして、実際に何者があったのか、そういった詳細につきましては、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○**佐々木朋和委員** そういうものなのですね。わかりました。

不調の要因として、昨今の資材や人件費高騰の影響、また人手不足により作業員の確保や現場に通勤できる業者が限定されると、労働時間の制限によって、より多くの人員を要する状況となっていることが要因と考えられますということですが、それを受けて、設計の見直しがないのであれば、発注の仕方として工夫をされたのだらうと思うのですけれども、どういったところを工夫されたのか、具体的に教えていただけますか。

○**山崎学校施設課長** 入札が不調になった要因は、先ほど御説明したとおりなのですが、いずれ設計というか、事業費を、予定価格を作成する段階から実際に入札をする段階までのところで、要はこちらで用いたさまざまな単価が結果として実勢における価格と乖離があったということでございますので、実勢というものが実際どうなのかということについては、同種の業者でありますとか、そういったところから情報収集をしまして、実勢に基づく単価とするような事業費の積算の見直しをしたということでございます。

○**佐々木朋和委員** 先ほど労働時間の短縮とか、いろいろな話がありました。要は単価の問題ということもありますけれども、人がいないということはなかなか手を挙げられないのではないかと思います。あるいは、そういった意味で入札に応募した業者がどのくらいあったのかというのが知りたかったのですけれども、要はそういったときにほかから人員

を連れてくると、そういった部分への宿泊代であるとか、通勤のための通勤手当だとか、そういったところも加味して積算をしたとか、そういった工夫はなされたのかどうかということを知りたかったのですけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

○山崎学校施設課長 まさに今佐々木朋和委員が御指摘したとおりなのですが、人件費の部分というのが近くで人員が確保できれば、宿泊費だとか移動費だとか、そういうのはかからないわけなのですけれども、実際に宮古市という土地でこの工事をやるとなった場合に、実際やはり近隣だけではなかなか賄い切れないというような実情もあるというようなことを踏まえて、今佐々木朋和委員から御説明あったような部分も加味して積算を見直したということでございます。

○佐々木朋和委員 了解いたしました。

あとは、人件費はそうだということなのですが、資材価格のほうは、先ほどの質疑の中で20億円上がっているという話でした。そうすると、こちらは積算単価そのものを見直したということなのでしょうか。

○山崎学校施設課長 お見込みのとおりでございます、資材費のほうも改めて単価といいますか、所要額を見直したということでございます。

○佐々木朋和委員 今回の見直しというのは、県のこちらの部署関係、あるいは全体にとってもなのなのですが、そういった意味では全体として単価の見直しを行っているということなのか、今後もこういった単価というのは、ほかの工事にも使われていくものなのか、今回だけ特別にやったのかお聞きします。

○山崎学校施設課長 基本的に公共工事の単価につきましては、県土整備部が実勢も踏まえながら定めて、それを用いて工事費の積算をするというのが基本ではあるのですが、ただ地理的な状況であったりとか、その時々的情勢によって異なる点もあるので、そういった場合については、いろいろな情報収集をしながら適切に定めていくというのが予定価格の定め方になるわけなので、基本的な県土整備部の単価については毎月見直しをしていくこととなりますが、実際の工事費の積算についてはさまざま情報収集しながら決めていくと、今後もそうしてまいりたいということでございます。

○佐々木朋和委員 では、今回のこの事業については、そういった毎月変えていく単価とは別に設定をされたという理解でよろしいですか。

○山崎学校施設課長 そのとおりでございます、実勢に近づけるように改めて積算を見直したということでございます。

○佐々木朋和委員 了解いたしました。

今回のことが特別なのか、全体として合わなくなっているというのであれば、やはりこの事業を一つのきっかけとして見直すということも必要なのかというように感じました。

また、今回このようにして人件費、資材の高騰ということで積算を見直したということなのですが、この事業というのは単年度で終わるものではなく、続いていくことかと思

うのですけれども、今後物価高騰や人件費が上がっていったときに、併せて物価スライドしていくことも見込まれているのでしょうか。

○山崎学校施設課長 工事費については、契約して、工事がスタートして、実際進めていく中でさまざまな事情が出てくる場合がございますので、都度都度、変更契約などをしながら対応していくこととなりますが、物価スライドでありますとか、そういったことも含めまして進めながら対応していくということとなります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

反対の方がおりますので、採決は1件ずつ行います。

初めに、議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立全員であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第37号岩手県立野外活動センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第30号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてから議案第32号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてまでの以上3件は、関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山崎学校施設課長 議案第30号、議案第31号、議案第32号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについては、関連する事件になりますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案（その2）の149ページをごらん願います。あわせて、資料をごらん願います。議案第30号の事件は、樋下建設株式会社・昭栄建設株式会社特定共同企業体を相手とし、損害賠償額は4,344万5,054円とするものであります。次に、150ページをごらん願います。議案第31号の事件は、株式会社山田電設を相手とし、損害賠償額は483万8,495円とするものであります。次に、151ページをごらん願います。議案第32号の事件は、株式会社トリス・オヤマダエンジニアリング株式会社特定共同企業体を相手とし、損害賠償額は1,060万2,421円とするものであり、当事者は、共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

損害賠償の原因は、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事において、建築工事については令和6年10月25日、電気設備工事及び機械設備工事については同年10月10日に契約を締結しましたが、その後の事情の変更により工事の着工の見通しが立たないことから、同年12月25日に当該契約を解除したことにより、同社に損害を与えたためであります。

配付資料の2ページには、参考として建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のそれぞれの工事契約の状況を記載しております。

損害賠償の根拠として、民法において、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる旨、また工事請負契約書において、発注者である県が契約を解除した場合において受注者である工事請負業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない旨を定めています。

今回の損害賠償の範囲及び額として、請負者が既に支出した費用である実費額と、解除されずに工事が完成したとすれば請負者が得たであろう利益である逸失利益となっており、それぞれの額を記載しております。

実費額の内容については、収入印紙や保証金などの工事契約の諸手続に係る経費と、仮設工事費用などの工事実作業、物品購入等に係る経費と現場代理人の人件費などの給与費となっております。

逸失利益については、国土交通省の定める公共建築工事共通費積算基準に基づき、県で見積もった工事価格に対する一般管理費率で積算した額で請負業者と調整が整ったものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 3件の損害賠償請求事件、合わせて5,900万円余ということになります。そのほかにこれまでの設計費用約9,900万円、合わせると1億5,000万円程度になると思いますが、これは全額矢巾町に請求するのでしょうか。

○山崎学校施設課長 工事請負契約解除になった原因は、矢巾町から覚書の趣旨と異なる主張がなされたことによるものということですので、支払い済みの設計委託料はもとより、工事請負業者への損害賠償金について矢巾町に負担を求める考えでございます。

○**斎藤信委員** 後でこの際詳しい報告がありますから、その問題は後にしますけれども、これは議決されたら、どういうタイミングで矢巾町に請求するのか。

あとあわせて、スクールバス等で年間 3,000 万円余かかっているわけです。旧県立盛岡南高等学校の体育施設への移動について、これから新たに体育館を建設するとすれば、三、四年かかるという答弁もありました。その経費は、損害賠償に入るのか入らないのか示してください。

○**山崎学校施設課長** まず、矢巾町への損害賠償の請求のタイミングですけれども、今回業者に支払います損害賠償、これについては議決後速やかにお支払いをいたしますが、それについて矢巾町に請求するタイミングについては、またちょっと弁護士や法務担当とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。また、工事設計委託料につきましては、今の共創による体育館が完全に実現不可能だということになりましたらば、請求するというようなことで今考えております。

また、スクールバスにつきましては、今年度までは当初の予定どおりで県が負担してやっておりますが、今回の共創による体育館が実現できなくなったことによって発生する来年度以降のスクールバスの経費につきましても、矢巾町に請求するという方向で、また弁護士や法務担当とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

ここで、教育委員会関係の請願陳情についてであります。この際、当職から御報告を申し上げます。

さきの当委員会において、請願者から願意を聴取することとされました受理番号第 69 号給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書の提出を求める請願につきましても、去る 10 月 24 日、当職及び村上貢一副委員長において、請願者である岩手を支える母親の会、斎藤麻子氏に願意の確認をいたしました。この結果、請願者においては、本請願は有機食材や地産地消といったことを念頭に置いたものであり、令和 7 年 7 月に本県議会が国に提出した学校給食費の無償化の実現を求める意

見書とは趣旨が異なるものであるが、改めて内容を検討するため請願を取り下げたいとの説明がなされたところであり、委員各位御承知のとおり、去る12月3日の本会議において撤回の申出が承認されたところでもありますので、改めて御了承をお願いいたします。御報告は以上です。

この際、執行部から岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況についてほか3件について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、まず岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況についての説明及び質疑を行い、その後ほかの報告3件及び委員この際発言をまとめて行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○武蔵教育企画室長 岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について御説明申し上げます。

同体育館の整備につきましては、これまで本委員会において矢巾町との協議状況等について御報告してきたところですが、令和7年11月14日付で町から県議会議長及び知事宛てに回答を求める文書が提出されたことから、本日御説明させていただきます。

資料は4種類ございます。A3判の資料につきましては、矢巾町からの文書に対する県教育委員会の考え方を説明するため、関係する事項について時系列にまとめたものです。別紙1につきましては、矢巾町から送付された文書の記載内容に対応し、詳細に県教育委員会の考えをまとめたものです。別紙2につきましては、共創プロジェクトに係るこれまでの主な経過等について一覧表としたものです。また、矢巾町から知事宛てに送付されました文書も配付しておりますが、別紙1の項目と対応した箇所には赤い線で示しておりますので、御参考としてください。

それでは、説明に入ります。まず、A3判の資料をごらん願います。共創プロジェクトの協議経過について御説明いたします。左側の青い表をごらんください。共創プロジェクトは、令和3年12月13日に第1回目の検討委員会をスタートさせ、以降、県教育委員会教育企画室と矢巾町未来戦略室とで検討協議を進め、ワーキングや設計打合せ、住民説明会などを全て一緒に行ってまいりました。

なお、新体育館の整備スケジュールについて、令和5年度に設計、令和6年度から7年度にかけて工事、令和8年度供用開始予定であることを設計打合せのたびに町、学校と共有しておりました。

新体育館は、令和4年7月20日の検討委員会の時点で、ハンドボール公式サイズ2面、観客席ありで構成されておりましたが、令和5年6月21日の第2回設計打合せの時点で、建築基準法への対応のためハンドボール公式サイズを1面に変更、さらに具体の設計が進

む段階で整備費が想定よりも大きくなったことから、同年 11 月 20 日に観客席をギャラリーに変更する面積縮減案について、県教委、矢巾町、学校関係者とで確認をしております。

また、同年 12 月 15 日には、ハンドボール公式サイズ 1 面となった面積縮減後の図面によるコートラインについて、矢巾町から、町長決裁の上、了承する旨のメールを受領しており、町長も図面を確認、了承していたものと考えているところです。

その後、最後の調整を経て、令和 6 年 4 月 18 日、県教委、矢巾町未来戦略課の職員、盛岡南、不来方高校の両副校長、設計事務所による設計打合せにおいて、最終の実施設計図面が確定しております。

矢巾町との覚書の締結は令和 6 年 5 月 30 日付であり、最終の実施設計図面を確定した後となっております。

次に、中央上側の赤い表をごらんください。費用負担に係る協議についても、令和 4 年 8 月 23 日から協議を重ね、学校の授業や部活動の利用時間と地域住民の利用時間との割合を踏まえ、県 2、町 1 とする費用負担割合について、令和 5 年 2 月 28 日、県教委、矢巾町政策推進監、未来戦略室及び企画財政課の職員による協議において町と合意しております。

その後、体育館の設計変更があったものの、生徒と町民の利用時間を踏まえた費用負担が考え方に影響することは想定されず、覚書の締結に至るまで費用負担割合について疑義が生じることはございませんでした。

このように、覚書は、県教育委員会と矢巾町とで協議を重ねた結果、双方の合意事項として取りまとめて締結したものであり、矢巾町においても、令和 6 年 6 月の町議会一般質問において、矢巾町長が今後詳細について協議をしていく旨の答弁や、当時の担当課長である未来戦略課長が 2 対 1 の費用負担の割合の考え方などについて答弁しているところです。

費用負担の詳細や施設の管理体制など、覚書に規定のない事項については、矢巾町未来戦略室との協議を開始して以降、一緒に検討を進めてまいりました。令和 6 年 10 月 10 日の矢巾町との打合せの際に、今後協議の上、協定書に盛り込むことを矢巾町と確認しており、その結果等を踏まえて、同年 10 月 24 日の県議会常任委員会で御説明し、翌 25 日に議決をいただいたという経緯でございます。

中央下側のピンク色の表をごらんください。矢巾町の動きとして、令和 6 年 10 月 15 日に矢巾町長から、担当課を未来戦略課から総務課に変更した旨の連絡があり、それ以降、覚書の内容を含め、これまで未来戦略課と積み重ねてきた協議経過や合意事項を否定する主張がなされるようになります。

同年 10 月 31 日には、教育長が矢巾町長に工事請負議案の議決についての報告とお礼をする趣旨で面会しましたが、その場で町長からゼロベースでの検討を求められ、翌 11 月 1 日には、新たに担当となった総務課長から現場への立入りや施工を行わないよう連絡があり、やむを得ず工事を中止することとなりました。

11 月 15 日には、10 月 31 日に矢巾町から要請のあった県と町それぞれの関係課長等によ

る会議を開催しましたが、新たに担当となった総務課長からは「ゼロからのスタート」、「2対1の根拠は崩れた」などの発言があり、県教育委員会としては応じられるものではなく、県教育委員会からは11月19日に矢巾町に対し、ゼロベースでの検討には同意できない、覚書に基づき進めたいとの通知を送付しております。

以降、矢巾町は、体育館の仕様変更により共創事業として要望していた内容がほごにされた、建設費用は県費で対応すべきなどと主張し、覚書に基づく整備を拒否しております。

今年度に入りましても、文書及び対面での協議を継続しておりますが、矢巾町は損害賠償金等の清算協議には一切応じられないとし、覚書に基づく整備は困難な状況となったことから、学校敷地内に県単独で整備する方向で検討を進めることとしたものです。

それでは、矢巾町からの文書に対する県の考え方について御説明いたします。別紙1をごらんください。また、適宜、文書についても御参照ください。

まず、前文のナンバー1、具体的な事項の規定の確認がなされていない覚書の不確実な内容の履行のみを求められているとの主張でございますが、覚書は県教育委員会と矢巾町とで協議を重ねた結果、双方の合意事項として取りまとめて締結したものであり、また覚書に規定のない子細な事項については追って協議をしていくことが前提のもので、令和6年6月の町議会における町長の答弁や、10月10日の担当課同士の打合せにおいても確認していたものです。子細な事項の定めがないことをもって覚書に基づく整備を拒否する理由にはならないものと考えます。

ナンバー2、体育館の仕様変更により、町の共創事業として要望していた内容がほごにされたとありますが、当初の構想の施設規模では建築基準法の日影規制に抵触することが判明したため、令和5年6月21日に実施した打合せの際に、面積を縮小し、ハンドボールコートを1面とすることとし、さらに令和5年10月19日に設計事務所から建築費の概算額32億円の提示を受けたため、翌令和5年10月20日に矢巾町にアリーナの面積縮減と観客席を座席のないギャラリーに変更する事業費縮減案を提示し、令和5年11月20日には県教育委員会、矢巾町、学校関係者などで変更後の図面を確認しました。その後、細部の調整を経て、令和6年4月18日に県教育委員会、矢巾町、学校関係者及び設計事務所とで打合せを行い、最終的な実施設計図面を確定させたものであり、県がほごにしたとの主張は当たらないものです。

ナンバー3では、このような重要変更事案について、最終的な代表者同士の協議書などについての手続や提示が一切行われなかったとの主張でございますが、先ほど御説明したとおり、県教育委員会、矢巾町、学校関係者及び設計事務所とで打合せを行い、最終的な実施設計図面を確定させたものであり、令和5年12月15日には矢巾町から、ハンドボールコート公式サイズ1面でのコートラインを町長決裁の上、了承したとの連絡を受けているなど、全て矢巾町と協議、確認しながら進めてきたものです。

ナンバー4では、基本となる覚書内容に係る根本的な重要変更事項になり、そごが発生し、覚書そのものの有効性が喪失したとありますが、最終的な実施設計図面は、令和6年

4月18日に確定させた後、令和6年5月30日に覚書を締結したものであることから、確定前の設計変更により覚書の有効性が喪失したとの主張は当たらないものです。

また、ナンバー6では、協議を申し入れしても応じることはなくとありますが、県教育委員会としては、まずは請負業者に対する損害賠償金等の清算について協議が必要と考えているが、矢巾町からは一切応じることができないとの回答を得ていることに加えまして、令和7年10月24日には矢巾町が想定している具体的な協議内容を文書で照会しているが、回答がありません。また、その文書の中で県教育委員会としては、1、設計委託料及び請負業者への損害賠償金等の清算について、2、覚書に基づく体育館の整備について、3、住民への説明の在り方について協議が必要と通知しており、県が協議に応じないとの主張は当たらないものです。

ナンバー8では、もはや共創プロジェクトの理念は失われたとありますが、覚書は共創プロジェクトにおける基本的な合意事項を規定したものであり、覚書に基づいて進めることが共創の理念にかなうものと考えており、令和6年10月31日に面会した際の矢巾町長の発言や、令和6年11月1日に矢巾町からのメールの記載内容、また令和6年11月15日の関係課長等による会議における町側の発言などは、共創プロジェクトとして積み上げてきた協議経過及び合意内容を否定するものであります。

次に、質問項目1は、県教育委員会が常任委員会において覚書を公開したことに関する内容となっておりますが、ナンバー10、矢巾町の了承なしに令和6年10月8日岩手県議会文教委員会の場において覚書内容を公開したことは受け入れられないとしておりますが、覚書そのものは公文書であり、非公開とする理由はないことから、常任委員会の審議の中で委員の求めに応じて提示したものです。なお、矢巾町の了解を得るいとまがなく、事前に了解を得なかったことについては、令和6年10月18日に町長に面会した際に謝罪しております。

また、ナンバー11に、双方、覚書は明らかにしないよう以前から確認していましたが、矢巾町と覚書について公開しないとの確認をした事実はありません。

ナンバー12では、教育委員会から謝罪の発言があったとしていますが、謝罪の趣旨は、令和6年10月8日の文教委員会で覚書を提示することについて事前の町の了解を得なかったことも含め、準備が不十分でうまく説明ができず、議案について委員の了承が得られなかったことについてのものであり、覚書を公開したことに対してのものではありません。

ナンバー13では、覚書を公開したことが現在の事態を招いている発端だとしていますが、公文書である覚書の公開と現在の事態がどう結びつくのか、判断することはできません。

次に、質問項目2は、教育長から町長の携帯電話への架電に関する内容でございます。ナンバー16、令和6年10月7日に教育長が町長の携帯電話に架電したとありますが、そのような事実の記録はありません。教育長が架電したのは、令和6年10月18日の町長との面会の後であり、体育館の整備は計画どおり進めたいという趣旨を伝えたものであります。

ナンバー18、体育館の発注手続などは岩手県側の判断で進められてきたとありますが、

体育館の整備スケジュールは令和5年5月18日の設計打合せの時点から、令和6年9月に県議会の議決、令和6年10月から工事を行う旨を示した工程表を提示し、以降も設計打合せのたびに矢巾町と共有してきたものであり、県が独断で進めたとの主張は当たらないものです。

ナンバー19、工事中止についても県側で判断したとありますが、令和6年10月31日に町長からゼロベースでの検討の申し入れがあり、翌11月1日に矢巾町から現場への立入りや施工を行うことがないようとの連絡があったことから、やむを得ず令和6年11月8日に工事を中止することとしたものです。さらに、令和6年11月15日の関係課長等による会議における町側からの「ゼロからのスタート」などの発言や、令和6年12月17日には町長から「建物代は出せない」との発言があるなど、覚書の趣旨と異なる主張がなされ、工事着工の見通しが立たないことから、令和6年12月25日に工事契約を解除したものであり、これらは矢巾町が覚書と異なる主張をしたことに起因するものです。

次に、質問項目3は、ゼロベースの言葉の解釈に関する内容です。ナンバー22、矢巾町は、いまだ不明確で定められていないこれらの内容について「まず、ゼロベースでスタート」という表現を使用したとありますが、令和6年11月15日に双方の関係課長等による会議において、町側から「2対1の根拠は崩れた」、「協定（覚書）の内容についてはゼロからということをお願いしたい」との発言があり、覚書の内容を覆すもので、県教育委員会としては応じられるものではなく、改めて令和6年11月19日付で、「町が主張する『ゼロベースでの検討』には同意できるものではありません」と通知したものです。

ナンバー23、町とは何も決められていない状況であり、町有地に建設工事が行われることは考えられないとありますが、整備スケジュールについても令和5年5月18日の設計打合せの時点から、令和6年9月に県議会の議決、同年10月から工事を行う旨を示した工程表を提示し、以後も設計打合せのたびに矢巾町と共有しており、令和6年10月10日の矢巾町との打合せの際に、費用負担の詳細や施設の管理形態など、今後の協議の上、協定書に盛り込むべき事項について双方で確認しているが、このような主張はなく、矢巾町が言う重要事項を建設工事前に定めるべきとの主張は、町の担当課が総務課に変更となった後から初めてなされたものです。

次に、質問項目4は、まずナンバー26で、令和6年12月9日付教企第646号による回答文書については、県教育委員会から誠意ある回答をいただかずとありますが、その文書は矢巾町の言う重要事項である費用負担の詳細など6項目について、県教育委員会の考え方を回答しているものです。

ナンバー28では、この通知が一方的な主張としておりますが、令和6年10月10日の矢巾町との打合せの際に、費用負担の詳細や建設の管理形態など、今後協議の上、協定書に盛り込むべき事項について双方で確認し、令和6年10月24日の県議会常任委員会で説明しているところであり、一方的な主張との指摘は当たらないものです。

また、質問項目4では、土地代の取り扱いに関する内容でございますが、ナンバー31で

は土地の無償貸付けを了承した事実はないとしていますが、用地代の考え方については当初から無償貸付けを前提としており、整備費の費用分担の考え方の中で用地の評価額の4億円を矢巾町が拠出したとみなして算定しているものです。この考え方については、令和4年11月29日の矢巾町との協議において提示、令和5年1月12日に試算した資料を矢巾町宛てに提供、令和5年2月28日の打合せにおいて、町から了解している旨説明を受けております。さらに、令和6年矢巾町議会6月会議において、当時の担当課長である未来戦略課長が土地代を含めた費用負担の考え方を答弁しており、覚書締結後の令和6年11月15日以降になって、土地代が9億円と主張があったものであり、了承していないとの主張は当たらないと考えます。

また、ナンバー32では、県教育委員会側から町の財産の使用に関する手続が行われていないとの記載がありますが、新体育館の整備スケジュールは設計打合せのたびに矢巾町と共有してきたものの、この間町有地の使用許可申請手続について申し入れはなく、町の担当課が総務課に変更となった後で問題とされたことから、令和6年12月12日付教企第656号通知において、県教育委員会から覚書に基づき整備したい旨、用地の無償貸付けと工事の着工を認めていただきたいこと、同意いただける場合は速やかに申請手続を進める用意があることを通知いたしました。矢巾町からは土地の無償貸付けに了承していないとの理由で同意が得られず、手続を進められなかったものです。

次に、質問項目5は、建設費の費用負担に関する内容でございます。ナンバー35では、土地代4億円とする考え方が整理されていないとしていますが、まず県2、町1とする費用負担は、学校における授業及び部活動と矢巾町民の利用において想定されるアリーナの週利用時間数の割合を踏まえて設定されたものであり、用地の考え方については当初から無償貸付けとして整理されており、令和5年2月28日に矢巾町から了解を得ているほか、町議会においても当時の担当課長がその考え方を答弁しており、矢巾町も十分に認識していたものと考えております。

ナンバー36では、9億6,600万円を基本的な試算とすべきとしておりますが、この主張は町の担当課が総務課に変更となった後に開催された令和6年11月15日の関係課長等による会議において初めて町側から示されたものであり、既に合意済みの整備費の費用分担の考え方と異なることから、受け入れられるものではありません。

ナンバー38では、県に再三協議を申し入れていたが、応じない姿勢は問題があるとしておりますが、これまでも矢巾町とは対面及び文書での協議を行ってきましたが、町からは覚書の趣旨と異なる主張がなされているところであり、そのような中で令和7年10月24日に矢巾町が想定している具体的な協議内容を文書照会しており、また県教育委員会が協議したい内容を通知しておりますが、回答がないところです。

ナンバー39から41までにかけては、体育館の仕様変更により覚書の費用負担に係る規定が有名無実になったとして再協議を求める内容ですが、体育館の設計変更後に覚書を締結したのであり、この主張は当たりません。

次に、質問項目 6 は体育館の所有権に係る内容ですが、ナンバー42 では、県の教育行政財産建物に矢巾町名義の分割登記がつくことなどあり得ないと主張していますが、新体育館は県と矢巾町との共有不動産となるので、整備費用の負担割合を踏まえて持分割合を設定することになります。なお、地方自治体が所有する不動産については登記の義務がありませんが、登記をしない場合は協定書などで持分割合を定めることになります。

ナンバー43 と 44 を含め、矢巾町が体育館の共有は不可能だと主張する理由が、一方が財産処分するリスクを想定してのものだとすれば、それは共有者の同意なしに独断ではできないものであり、現実的にはあり得ないものと考えております。

質問項目 7 は、具体的な費用負担の取り決めに関する内容であり、ナンバー46、双方の代表者により締結された債務を定めた具体的な協定書や契約書の確定された文書は一切存在していませんとありますが、覚書は県教育委員会と矢巾町とで協議を重ねた結果、双方の合意事項として取りまとめて締結したものであり、これに基づく整備を拒否することは信義に反するものです。また、そのことに起因して発生した損害に対しては、矢巾町が賠償責任を負うべきものと考えます。

質問項目 8 は、文書の発出元の考え方に関する内容ですが、ナンバー47、令和 7 年 3 月 27 日付で矢巾町長から知事宛てに送付した文書が教育長名で回答されてきたことに疑問があるとの内容ですが、当該通知文書は教育委員会が所管する事項についてであったことから、当該通知文書が知事部局から教育委員会に回付され、教育長名で回答したものであります。

質問項目 9 は、ナンバー48、建設工事の発注について、入札に係る内容については精査して、協議書などを取り交わすべきとの内容であります。新体育館の整備スケジュールは令和 5 年 5 月 18 日の設計打合せの時点から、令和 6 年 9 月に県議会の議決、令和 6 年 10 月から工事を行う旨を示した工程表を提示し、以降も設計打合せのたびに矢巾町と共有しており、令和 6 年 5 月 30 日の覚書の締結時点で矢巾町から内容について疑義の申し出はなく、また以降に覚書の内容を変更すべき事情は生じていないものです。

質問項目 10 は、ナンバー49、県議会常任委員会に提示する資料の事前協議がないのは一方的な行為との主張ですが、矢巾町に対しては、文教委員会に提示する資料については事前に送付していますが、町からは矢巾町議会で提示する資料について事前提供されたことはなく、一方的との主張は当たりません。

質問項目 11 は、令和 7 年 10 月 24 日付で県教育委員会から矢巾町に送付した文書についての内容ですが、ナンバー50 から 52 までは、この通知において県が矢巾町と協議が必要と考えている 3 項目について、それぞれ疑問を示す内容となっており、協議に応じる意思がないものと考えられます。また、この通知の趣旨は、矢巾町が想定している具体的な協議内容を照会しているものですが、それに対する回答はなく、矢巾町は覚書に基づく整備を拒否して、最終的にどのようにしたい意向なのか明らかではありません。

ナンバー54 は、矢巾町からの町有地の使用や使用料免除の提案を拒否し、町長からの協

議の申し入れを拒否するような対応が問題との主張であります。矢巾町の主張は、令和7年3月27日の通知の内容からも体育館の建設費用を負担するつもりがないことが明白であり、覚書に基づく整備を拒否している以上、新体育館の整備について協議できる環境にはないものと考えています。

質問項目12は、これまでの主張のまとめのような内容になっておりますが、ナンバー57では、既に共創の理念は失われ、県教育委員会による一方的な独断的な対応だとの主張でございますが、覚書は共創プロジェクトにおける基本的な合意事項を規定したものであり、覚書に基づいて進めることが共創の理念にかなうものと考えています。共創を進められないのは、矢巾町が覚書に基づく整備を拒否したことが原因となっており、なぜお互いの合意の下締結した覚書を否定するようになったかは明らかではありません。

A3の資料にお戻りください。右側に赤枠で矢巾町の主張に関する問題点をまとめております。まず、一つ目ですが、共創プロジェクトは令和3年度から矢巾町と協議を重ね、町や学校関係者とも十分に情報を共有した上で現整備計画を策定し、覚書の締結に至ったものです。体育館の仕様の変更は、覚書の締結後に生じたものではないにもかかわらず、矢巾町は当初の要望がほごにされたと主張し、覚書に基づく整備を拒否しています。

二つ目として、令和5年12月15日に矢巾町から縮減案でのコートラインを町長決裁の上で了承との連絡を受けており、また令和6年10月18日に町長から「県と協議したときの報告は全て上げさせている」との発言もあったことから、体育館の設計変更や整備スケジュールについて町長は承知していたはずであり、決して県教委が一方的に事業を進めたということはなく、全て矢巾町と一緒に進めてきたものです。

三つ目として、費用負担の詳細や施設の管理体制など、覚書に規定のない事項については、令和6年10月10日の矢巾町との打合せの際に、今後協議の上協定書に盛り込むことを確認していたにもかかわらず、県が工事を契約した後になってから、それらの事項が未決であることが問題であるとの主張に転換し、覚書に基づく整備を拒否しています。

四つ目として、共創プロジェクトは矢巾町未来戦略課と協議を積み重ねて具現化してきたものですが、担当課が総務課に替わってから、これまでの協議経過や合意事項を無に帰するような一連の主張がなされるようになり、以降、未来戦略課は全く関与しなくなっております。担当が替わったことを境として、町としての考え方を大きく転換し、それまでの協議経過や合意事項を否定するのは信義に反するものであり、県教育委員会として受けられるものではありません。

今後の方針でございますが、矢巾町が覚書に基づく整備を拒否している以上、新体育館の整備について協議できる環境にはないと考えております。県教育委員会といたしましては、矢巾町に対し損害賠償金等の清算について申し入れをするとともに、新体育館を学校敷地内に県単独で建設する方向で検討を進める考えです。説明は以上です。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○菅原亮太委員 私は、この文書を受け取りまして、二つ考えました。矢巾町から知事、

議長に送付されたこの文書、矢巾町はいろいろ言っておりますけれども、今回ゼロベースになった理由として二つ挙げられていらっしゃるなど思っています。矢巾町の言い分一つ目が、曖昧な覚書を締結しただけで何も決まっていなのに、県が勝手に建築工事契約を締結したと、そういった言い分のように捉えております。もう一つが、2024年5月に2対1で費用負担する覚書を締結したが、費用の在り方の詳細は定めていないことから、双方で非公開とするよう確認していたにもかかわらず、2024年10月の文教委員会で公表となったので、現在の事態を招いている。これが大きく二つのゼロベースとして挙げている理由の——理由といってもほぼ言い分ですけれども、そういうように捉えております。

まず、一つ目の言い分について伺ってまいりますけれども、曖昧な覚書を締結しただけで何も決まっていなのに、県が勝手に建築工事契約を締結したと、そういった言い分に関してですが、令和6年5月30日に県と矢巾町で経費負担割合2対1の覚書を締結しました。それから、令和6年10月25日に建築工事契約締結の県議会議決、これを得るまでに県は矢巾町から建築工事契約締結の了承を得ていたのか、また得たとしたらば、どのように了承を得ていたのかお伺いします。

○山崎学校施設課長 まず、体育館の整備スケジュールでございますけれども、先ほども御説明したとおり、令和5年5月18日から協議を重ねてきておまして、その際に令和6年10月、議決後に契約をスタートするというので、スケジュールはずっと共有してきたものでございます。

令和6年10月8日の県議会の文教委員会で工事契約議案、御審議をいただいたところだったのでございますけれども、その場でさまざま執行部側で御質問に答えることができず、その後令和6年10月24日に2回目の文教委員会で再度御審議いただけるということになりました、その際に我々、矢巾町と、10月24日に了承をいただいて議決をいただくために、詳細な部分について再度10月10日の日に担当課同士で確認をし、また10月18日の日に町長にも訪問しまして、改めてこれで説明して議決をいただきますということをお伝えしておりましたので、当然ながら矢巾町として令和6年10月から契約議案締結して、契約がスタートするという事は承知していたものと考えております。

○菅原亮太委員 今御答弁いただいたように、矢巾町も当然合意をしていたと、建築に関してもしっかり合意を得ていたという答弁でございます。その合意については、例えば議事録とか、そういった証拠というのは残っているものなのでしょうか。

○山崎学校施設課長 契約をしますというような直接的なところではないかもしれないのですが、いずれスケジュールについては都度打ち合わせで共有してきて、打ち合わせの都度記録として、その協議の内容については記録をしております。また、スケジュールについても、町議会のほうでも担当課長のほうからさまざま答弁などございますので、そういった関係の記録というのは残っているというように考えております。

○菅原亮太委員 しっかり証拠も残っているということでございます。

次ですけれども、質問項目2で、10月7日に町長の携帯電話に体育館建設工事の契約締

結をしてよいかとの電話での問い合わせがあり、公務移動中だったため2回目の着信で対応しましたと矢巾町からの記載がありますけれども、これについては先ほどの資料でそういった架電の事実はないと。まず、その事実確認、その答弁、間違いないか確認です。

○山崎学校施設課長 矢巾町の文書にあります10月7日という日は、工事請負議案の1回目の文教委員会の審議が10月8日ですので、その前日に携帯電話に電話があったというようなことなのですが、これについては、その時点では全く契約議案を進めることについて双方とも疑義が生じている段階ではなかったもので、10月7日に携帯電話に架電したということは記録にも記憶にもないので、事実ではないというように考えております。

16のところに記載のとおり、18日の町長との面会の後で、このとおりの資料を進めていきますよと、進めてさせていただきたいという旨の電話をしたということは記録としてあります。

○菅原亮太委員 記憶にも記録にもないということで、本当に矢巾町の一方的なというよりも、かなり事実に基づかない、そういった主張もされているというところが散見されるわけでございます。

今の話からちょっとずれますけれども、県教委から頂いた資料の中にちょっと不備といいますか、これなぜ記載がなかったのかというところを確認したいのですが、令和6年10月18日に矢巾町長と教育長が面会したということです。これ10月8日付の資料には書いているのですけれども、令和6年10月18日、県教委から矢巾町に連絡（メール）と、これが前の文教委員会のときに頂いていた協議経過には記載がない。これなぜ前回記載なかったのか、確認です。

○山崎学校施設課長 今回この一覧表については、矢巾町から文書を頂いたこともあって、改めて最初から整理をし直したものでございまして、前回までの文教委員会で示していた資料は当初、1年前の、それこそこの文教委員会で初めて一覧表を示して以降、報告の都度、新たな動きということでどんどん追加していったものでございます。

10月18日は何の日であったかという、10月8日に一度文教委員会で御審議いただいて、そこでなかなか質問にお答えできず、再度矢巾町と詳細整理をして、10月24日に再度文教委員会に臨むというような段階での10月18日なわけなのですけれども、そういったところで10月18日には10月24日に向けた内容の確認ということで町長を訪問したものでございまして、当初、今回の矢巾町との現在の状況に至る経過の中では特段、相対的に重要なものではないというようなところで、主な協議経過からは外しておったものでございますが、今回矢巾町の文書で取り上げられたこともありまして、改めて記載することとしたものでございます。

○菅原亮太委員 10月18日、面会を願ったのは、合意に関するそういった内容もあったのかなと思っていたのです。そういった合意に関する内容は、10月18日の面会のときは、そこで話はなかったということなのですか。

○山崎学校施設課長 10月18日に訪問した趣旨は、10月8日にうまく説明できませんで

した、済みませんと。この議決を得て建設を進めるということは、県にとっても矢巾町にとっても前に進めようというような認識で一致しておりましたので、10月8日に矢巾町のある意味期待も背負って、我々常任委員会で説明をしたのですが、それが不十分なものだったと。それで、常任委員会で御了承を得られなかったということについて、10月18日に済みませんと言いながら、もう一回頑張ってチャレンジしますというようなことで訪問したというものでございましたので、その中で何か新しいことが決まったとかということはなく、改めて常任委員会に向けた内容の確認をしたというところでございます。

○菅原亮太委員 一つ目の言い分、曖昧な覚書で締結しただけで何も決まっていなのに、勝手に建築工事を契約したと、そういった言い分に関しては、先ほど答弁があったとおり、しっかりと教育長と矢巾町の合意も取っていると、議事録としても証拠として取っているというところはしっかりと述べさせていただきたいというように思います。

二つ目の言い分でございます。覚書、これを双方で非公開とするよう確認していたが、2024年10月の文教委員会で公表となったのが現在の事態を招いている、これが二つ目の言い分になりますけれども、まず県教委として、矢巾町がゼロベースというのを申し出たのは、矢巾町が言うように非公開だったはずの覚書を公表したからこのような事態を招いていると、そういった認識なのかどうか、まず伺います。

○山崎学校施設課長 覚書自体は、双方、町長と教育長が公印を押して締結した公文書でございますので、これを非公開とするという理由はないというように考えておりました。令和6年10月8日の文教委員会で御了承いただくに当たり、これの確認が必要だということで提示したということについては、我々のほうで何ら問題があるところではないというように考えております。したがって、矢巾町が覚書を提示したことが事態の発端だというような主張というのは、ちょっと我々としては理解できない主張だなというように考えているものでございます。

○菅原亮太委員 私も、覚書といえども、しっかりとした公文書であります。これが非公開ということは、契約の通例上あり得ないというように考えておりますので、矢巾町のそういった意図は意に反するなというように感じております。

そういった中で一つ確認したいのが、矢巾町の文書によりますと、ナンバー12のところですけども、「(議案を)通すためには、やむを得ないなという状況が生まれてしまって。そういった意味で、非常に準備が杜撰だったということは申し訳無い」と、覚書を出したくないという状況だったのだけれども、やむを得ず覚書を出すという状況が生まれてしまって、準備がずさんだったということは申し訳無いということで教育長が謝罪したというように矢巾町では書いています。まず、謝罪したというのは、本当にそれは事実なのかというのと、何に対して謝罪したのか、改めて伺いたいと思います。

○山崎学校施設課長 10月18日の謝罪の趣旨は、先ほども少し触れておりましたけれども、10月8日の1回目の常任委員会、そこで工事請負議案について御了承いただくということに至らなかったということを謝罪したというのが趣旨でございます。

そのやり取りの中で、矢巾町のほうから、なぜ覚書を出したのだというようなことがありましたので、それについては事前に出しますよということを断っていなかったということについて申し上げたものであって、出してしまったことについての謝罪ではないということでございますので、あくまでも矢巾町と一緒にやってきたプロジェクトをなかなか御理解いただけなかったと、次は、24日はしっかりやりますということを伝えた趣旨でございます。

○菅原亮太委員 あくまでも公文書である覚書、これを公開したことに対する謝罪ではないということは、しっかりと矢巾町に対して述べていただきたいというように思っています。私としては、それに対して謝罪する必要があったのかどうかというところもちょっと疑問には思うのですけれども、改めて教育長、いかがだったでしょうか。

○佐藤教育長 大筋山崎学校施設課長から報告あったとおりなのですが、私が18日にお邪魔して謝罪したのは、やはり県議会でしっかりとした御説明ができませんでしたと、通していただくような状況に至らなかったということをまず第一に謝罪したと、準備が足りていませんでしたと。

その中で、当日お出しした資料の中には当然覚書は入っていないわけです、普通の建築議案だというように。審議の過程でそういう覚書というものが存在するという中で、それを提示しなさいというお話がある中で御提示したということで、いずれ事前に町のほうに覚書を出すということは言っていなかったと、このことについて大変お叱りをいただいたものですから、そこは謝ったと、謝罪したという状況であったものです。

○菅原亮太委員 わかりました。この謝罪というのがかなり曖昧な形で、謝罪対象が曖昧な形で捉えられてしまっている。そこはしっかりと分別をつけて、こういう意味でやむを得ず謝ったのだというところはしっかりと述べていただきたいと思います。

この覚書についてですけれども、そもそも覚書自体に覚書を公開しないと、そういった文章は書かれていないわけでありまして、質問項目1にも「覚書は表面に明らかにしないように以前から確認していました」と書いてあるのですけれども、この「以前」というのがいつの話なのか。先ほどの資料を見ますと、「公開しないとの確認をした事実はない」というように県教委の文章がありますけれども、そもそも矢巾町がおっしゃっている「以前」というのは一体何の話なのか、改めて伺えればと思います。

○山崎学校施設課長 別紙1の11にありますとおり、県としましては、覚書について公開しないというように確認したという事実はないというところございまして、したがって矢巾町が「以前から」というように申し上げている「以前」がいつなのかということも、全く我々としては認識がないところでございます。

○菅原亮太委員 以上で二つ目の言い分に対する質問は終わりますけれども、今いろいろ御答弁にあったとおり、覚書を公表したことが今の事態を招いていると、それは本当に一方的な言いがかりだというように感じています。いずれにせよ、私としては矢巾町の一方的な言いがかりというように考えておりまして、これをしっかりと県としても本当の事実

関係、こういう事実関係ですというのをしっかりと発信をして、今後損害賠償ということですから、裁判等で徹底的に争っていくべきだというように思っています。

最後の質問になりますけれども、県教委としては、覚書の内容は破棄された、このことによって損害賠償という事態が発生しているということで、損害賠償請求を矢巾町に今後提訴していくという考えかと思うのですが、覚書というのは法的拘束力があるかどうかというところは、司法関係者等に確認等はされているかお伺いします。

○山崎学校施設課長 この件に関しましては、都度弁護士に相談しながら対応しているところでございまして、覚書というものが双方の合意事項を定めて取り交わしたものでございますので、当然ながら非常に重たいものだということで、これに反する主張をしているということについては当然ながら信義に反するものだというように、弁護士のほうでもそこは明確に認識しているというように聞いております。

○高橋但馬委員 今回の県と矢巾町の問題については、2024年の10月31日に矢巾町が費用負担割合を含めた再検討を県教委に申し入れ、そしてゼロベースの協議を要求してきたと。両者の覚書は事実上破棄されて、共同整備と町民開放の体制は崩れたのだと思います。

それで、ここに来て町のほうからは、県と町が真摯に向き合い、協議をすることが必要というように来ているわけですが、実際現在に至るまで合意再開に至っていないのは、当事者間でどのような隔たりがあるから合意できないのかということについてお知らせ願いたいと思います。

○山崎学校施設課長 まず、大本は、やはりこれまで矢巾町と積み上げてきた協議経過、合意事項、覚書、こういったものを否定するような主張が展開されているということでございまして、それについては、一緒にやってきた我々とすれば、そこをまた無に帰するというようなことは受け入れられるものではないというのがまず大本でございまして。

そして、我々が矢巾町と共創の体育館をもし協議していくということを考えるとすれば、工事契約解除に至って業者に損害を発生させてしまいましたので、これについての清算をまずしっかり矢巾町との間でクリアにした上で、次の体育館を考えていくという順番であろうということですが、矢巾町からは清算の協議については一切応じないというような回答もいただいておりますので、ちょっと進めるような状況には今はないという状況でございまして。

○高橋但馬委員 やはり長い時間をかけて協議してきて、急に手のひらを返したような形になってしまって、県としては非常に困っている状況であると思います。ただ、やはりせっかく共同整備という間で矢巾町と県がつながったわけですから、何とか県のほうも、矢巾町の思いが変わらなければいけないわけですが、その辺の矢巾町に対する手助けというのですか、気持ちをまた戻すような取り組みというのはできるものなのかどうか、お願いします。

○山崎学校施設課長 我々としては、新たな体育館整備についての協議を全く否定しているというわけではなくて、ことしの10月24日付で矢巾町にも文書を出しているのですが、

矢巾町が協議したいという、具体的にどういう協議をしたいということなのか、矢巾町が想定している協議の内容を示してほしいということで文書を投げかけております。

また、その文書の中で、先ほどもちょっと出ましたけれども、県教委として協議をしたいのは損害賠償金等の清算と覚書に基づく整備、それから住民に対する説明の在り方、ここについて県教委としては協議をしたいですというようなことを出しておりますので、それが今まだ回答がないのですけれども、回答がもしあれば、その内容を踏まえて対応を検討したいと考えております。

○高橋但馬委員 県側は、もうボールは投げているということで、そのボールがこちらに返ってくるかどうかというのは矢巾町の考えがやはり大きいのだと思います。いずれこれでだめだということにするのではなく、時間はかかるかもしれないのですけれども、引き続き協議を続けていっていただきたいと思います。以上です。

○斉藤信委員 質問に対する丁寧な回答の説明がありました。全文これほど細かく答える必要が全くないような文章なのです。

それで、やはり一番のポイントは、質問の1ページ目の真ん中にあるここだと思います。「矢巾町からは、当該体育館の仕様については、共創事業としておりました第一条件として、公式試合が可能なハンドボールコート2面及び各種大会等を想定した観客席を要望していたものでありますが、この体育館の仕様変更により、本町の共創事業として要望していた内容が反故にされた」と、これはナンバー2なのですけれども、これが全体の矢巾町の基本なのです、今の。しかし、ハンドボールコート2面と観客席という問題は、当初矢巾町がそういう体育館を要望したと。しかし、2度にわたってそれが不可能になったと。

日程表で見ますと、不可能になった最初は令和5年6月21日の設計打合せで、日照の関係、建築基準法のかかわりで、高い建物が建てられなくなったというのが最初でありました。このときに、ハンドボールコート1面、観客席ありと。2回目は、実は設計事務所から事業費の概算額が32億円と出されて、想定より10億円高いと、こういうことで縮小せざるを得なくなった。そこで、令和6年の4月18日、最終的に実施設計の図面確定と、こういうことになるのです。このときに観客席もなくなったと。この設計の打ち合わせには、もちろん県教委も矢巾町も旧岩手県立盛岡南高等学校、旧岩手県立不来方高等学校も参加して、これは議事録があります。議事録があつて、確認をしていると。

きょうのこの経過の中で初めて県教委の資料としては出たのですけれども、令和5年12月15日、矢巾町から県教委に連絡（メール）、縮減案でコートライン了承（町長決裁）とあり、言わば1面しか取れないよという図面について、町長の決裁中ですと、その決裁が下りましたというメールが残っております。だから、ハンドボールコート1面というのは町長も了解して、最終的な図面を確認したと。そういう意味では、最初に構想として出されたハンドボールコート2面と観客席が実現できなかったから、共創事業としての内容はほごにされたと。とんでもないごまかしというか、矢巾町の、これは私は虚偽と言ってもいいような中身が、これ最初から最後までここで展開しているのです。言わばそれを踏ま

えて覚書が結ばれたにもかかわらず、重要事項が変更されたという、それはあくまでも令和6年5月30日の覚書締結の前に既に決着された問題。

大事なことは、令和3年12月13日から覚書に至る2年半にわたってさまざまな協議を進めて、最終的な計画、実施設計、確認をされた上で覚書は結ばれたということですよね。だから、質問状の最初に掲げている町長のこの錯誤、この事実経過の無視、ここに私は質問状の一番の問題点があるのだというように思います。教育長、どう考えていますか。

○佐藤教育長 私としても斉藤信委員御指摘のとおりだと思っております、この文書、協議の中でさまざまこういった文書はやり取りしながら、我々としては否定しながらということやって、今回初めて議会にもこういったものが出てきたということで、我々としては誤解をいただかないようにしなければならないということで、今回改めて事実経過と主張がどのように変わってきたかということを示すこういう資料を作らしようということで、初めてこういう——今まで時系列の資料は確かに作って御提示してきたのですが、つまりこの青色の流れでいけば、令和8年4月あたりには体育館はできるよと。にもかかわらず、急に赤色のほうに流れが行ってしまったということで頓挫したということでございます。

基本的に矢巾町の主張は、当初の2面、構想時点のものとは違っているからということが議論のスタート、考え方のスタートなのですが、いや、それは違いますよね、一緒になって小さくしてきて、法規制とかお金の問題があつて小さくし、その過程はそれぞれ承知してましたよねと、その上で図面が確定して覚書を結んだということだから、事実経過と覚書、図面に基づいて今後も進めるべきですよというのが我々の一貫した主張であります。

○斉藤信委員 もう一つ、ちょっと矢巾町の姿勢が覚書以降に変わるのです。覚書以降どのように町長は町議会に説明していたか。6月11日に町議会で質問があつて、町長がこう答えているのです。令和8年4月供用開始を目指していると。利用については、平日は学校の部活動を勘案し、午後7時までは学校、午後7時以降は町民の皆さんに利用していただく施設として調整しています。土曜日の午前中は学校が部活動、土曜日の午後と日曜日は町民の皆様にご利用していただく施設とすることで調整しております。今後覚書を締結し、管理方法を含め詳細について協議してまいります。6月11日のこれが町長答弁なのです。おかしいのは、5月30日に覚書を結んでいるのです。結んでいるにもかかわらず、今後覚書を締結しと、これは事実誤認です。この時点では結んでいるのです。

しかし、管理方法を含めて詳細に協議をしていくという前向きな立場が去年の6月11日までは表明されていた。そして、戦略室の課長からは、負担割合は岩手県と矢巾町で2対1、敷地に相当する路線価により算出する予定だと、約4億円を見込んでいる。その4億円を矢巾町の負担額から引きますと、こういう相談になっていますと、こういうように答えているのです。だから、旧県立不来方高等学校の隣接地の言わば遊休地、ここに建てる予定だったのですけれども、そこを使用するというを最初から前提にして相談をし

てきたと、無償貸付け。しかし、売却すれば4億円相当になるので、それは矢巾町の支払いから抜きましょと、これは9億7,000万円が5億7,000万円。このように私は、常任委員会の議論のときにはすっぱり買ったほうがすっきりするのだというように主張しましたけれども、これは形を変えれば矢巾町の負担を軽減する、そういう一つの手法だったのだというように思います。

そういう意味で、覚書を締結して、その直後の町議会にはこういう町長、担当した課長の答弁が示されていると、それがどう局面変わったのかと。私は、今回の資料でよくわかったのですけれども、経過書の中に、実は10月24日に文教委員会で議決して、25日の本会議で議決されると、そしてその日のうちに請負契約をやりまして、工事が始まるのですけれども、10月31日に議会でも議決されて工事が始まりましたと、これで挨拶に行ったのです、教育長は。挨拶に行ったときにゼロベースなのです。

何が変わったかという、この間に実は10月15日に担当が戦略室から総務課に替わった。この総務課長が実務の担当になってから局面が変わってくる。それが表れたのが10月31日だったと。そういうことで、言わば覚書が締結され、工事契約が議決され、工事が始まった直後に矢巾町の対応の変化、私から言えば裏切りと言ってもいい対応が始まったのではないかと。突然のゼロベースですから、11月15日というのはゼロベースの意味を確認するという形で実務者の課長の協議が行われたと。この経過の中にあるように、実際に確かめたら、やっぱりゼロベースだったというのが11月15日の結果でありました。

「ゼロからのスタート」、「協議はもう1回やり直し」、「2対1の根拠は崩れた」、「協定の内容についてはゼロからということをお願いしたい」とあり、このときに町長からはゼロベースという指示を受けていますと、こういう対応なのです。町長からゼロベースという指示を受けて、言わば11月15日以降そういう態度になって、覚書というのは事実上実行できなくなったと。これが私は矢巾町の対応が大きく変わる経過になったと。それ以降、覚書以前の協議で確認した、合意した中身というのは全部無視されてくるという、こういう結果だと思いますけれども、そうですね。

○山崎学校施設課長 全くそのとおりでございまして、10月31日に議決になったことの報告、御礼の趣旨で町長を訪問したところで、ゼロベースで検討だと、検討するための関係課長の会議をやりましょうというような提案があつて、我々はそれがどういったものなのか、どういう趣旨で言ったのかちょっとわからない部分があつたのですけれども、まずテーブルに着きましょとということで、11月15日、関係課長の会議に臨んだところで今言ったようなゼロベース、ゼロからだというような話があつて、それではもう応じられるものではないというようなところでございまして、今齊藤信委員がおっしゃった経過、そのとおりでございます。

○齊藤信委員 私は、県議会の文教委員会で2回にわたってけんけんがくがくやって、最終的に同意したのはなぜかといいますと、実は10月24日の常任委員会にこの間の経過をまとめた、言わば協定書に準ずるような整理がされたのです。これが、資料にもあると思

いますけれども、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事の概要等ということで、この間の協議がまとめられて、合意事項、協定書に明記すべき事項が基本的にはここで整理をされた。そういうことで、文教委員会は、曖昧さはあったけれども、全会一致で議決した。だから、この協定書を早く結べば問題なかったのだと私は思いますけれども、しかしそういう整理をしたので、県議会の議決になったというのが私は経過だと思います。

ただ、県教委の反省点、教訓というのは、矢巾町と県教委が共同で、共創で新しい立派な体育館を造るという新しい試みをしたときに、本来なら最初から最後まで公開してやるべきだった。言わば矢巾町と県教委は新しいこういう、文部科学省も提唱するような取り組みをやろうというのだから。実際に去年の10月8日まで我々も知らなかった。突然出されてびっくりして、共創プロジェクトとは何なのかと、どういう約束でやられているのかということ。私は、いいことなのだから、最初から公開して進めていけば、何の問題もなかった。結局そこまで、これは県民にも町民にも示されない、町議会にも示されない、そういう形で疑問やさまざまな疑念を招くことになったのではないかと。これは、私は県教委の反省点としてあるのだと思います。

覚書を勝手に公表したなんていうことを問題にするほうが大問題です。覚書というのは、基本的に法的には契約書と同じですから。公文書ですから。だから、そういう反省点も含めて。

ただ、私は何とかこの覚書に立ち戻る手はないのかということ、矢巾町の町民の皆さんの動きに期待をいたしました。この経過書の中にあるのですけれども、令和7年の5月29日、矢巾町の町民有志が矢巾町議会に対して請願を出しました。南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願です。ほぼ1年中断していますから、そういう中で早く生徒も町民も使える体育館を造ってほしい。これ2,700名前後の署名が集まったのです。ハンドボール関係から600人の署名が集まったのです、実は。ハンドボール関係の人たちが本当に強く求めていたものでありました。私は、この請願が採択されるのなら、町議会が一つの歯止めになって、覚書に立ち返る、そういう機会がつくられるのではないかと、私も期待をして請願採択の議会も傍聴しましたが、残念ながらこれは不採択になってしまった。

そこで、県教委は決断をして、もう自前で造るしかないという方向を10月3日の私の一般質問に対してそういうように答えた。やむを得なかった、ある意味これ以上遅らせられない、ぎりぎりのところはもう過ぎているぐらいのことで、そういう意味では町長はもとより町議会も、こうした町民の願いに背を向けたということは厳しく批判をされなければならないのだというように思います。

補足でちょっと言いますと、実は10月8日に、この不採択とした請願の趣旨とほとんど同じ意見書が採択されるのです。新しい体育館を早期に建設してほしいという、これが町長宛てと知事宛てに意見書が出されたのです。町民からの怒りの声、批判の声があったからです。時既に遅しという感じはあったし、町議会が本気でそう思うのだったら、町長を説得すればいい。私たちは早期に、今からでも本当は覚書に基づくのが一番早い体育館の

建設の道なのです。だから、今回の例えば損害賠償請求、あとは町長の質問に対する回答を受けて、目が覚めて覚書に立ち返るとなったら、私は1%の可能性があるかどうかだと思うのだけれども、これが一番、新しい、生徒も町民も使える立派な体育館を建設する近道だと私は今でも思っていますけれども。

だから、そういう点では、きょうの常任委員会、質問に対する回答、県議会としてもどう対応するのかというのは、町長に対して、町議会に対して議会の態度を示す重要な案件だというように思っております。教育長の所感を聞いて終わります。

○佐藤教育長 今齊藤信委員からもお話がありましたとおり、昨年10月8日、我々の説明が、その日だけではなくて、それまでの説明が足りなかったのではないかという点については、本当に真摯に反省すべきところだったというように——もう一度説明の機会をとということでチャンスをいただけたということで、24日に全部、矢巾町のそれまでの担当課と、一緒にやってきた方々と詰めて、こうだよねということで整理して臨んできたところなのですが、まさかその1週間後にそれが全部ひっくり返るというような状況になるとは夢にも思わないわけですが、現実的にこういう今御説明した経過をたどってきているという状況であります。一番我々として最優先にしなければならなかったのは、迷惑をかけてしまった業者に対する損害賠償、これは速やかにということで今回提案させていただきました、いろいろ協議いただいて。それから、一刻も早く生徒の学びを本来あるべき姿に持っていかなければならないということで、そのためには、委員からこういう方法もあるのではないかとということで再三にわたってお話しいただいているところもあるのですが、先般の議会の答弁で単独の整備も検討せざるを得ない状況だということで表明させていただいたということでございます。

我々としては、いずれ、投げかけている、照会をかけているところもございます。それが返ってくるのかどうかもわからない状況ではありますが、こうなった以上はしっかりとさらに適切に対応をしていくということで、引き続き議会にはその都度都度、状況を御報告させていただきながら進めてまいりたいと思います。

○齊藤信委員 最後一言。この新しい共創プロジェクトで、本来は素晴らしい体育館ができる予定だった。これが破綻した最大の犠牲者は生徒です。県下一大規模な南昌みらい高等学校がつくられて、体育が盛んで、そういう生徒のために立派な体育館を造ろうというのができなくなった。3年も4年も遅れる。今南昌みらい高等学校から旧盛岡南高等学校にクラブ活動、体育の授業などで何回も往復しなくてはならない。この状況がこれから3年、4年続くなんて本当に、私は一番の犠牲者は生徒だと思います。

そして、もう一つは、矢巾町も、やはり町民が期待していたのです。町民が使える体育館。太陽光発電で、ZEB Readyでエネルギーは6割ぐらい削減できる、トレーニングルームもある、そういう、縮小されてもそれぐらい立派な体育館が造られるのに、これができなくなったというのは、やはり町民も建設が中止になった犠牲者だと。このことを矢巾町長はしっかり受け止めるべきだと、矢巾町の町議会もしっかり受け止めるべきだ

と。このことを最後に強調して終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにございませんか。

○名須川晋委員 2点ほど確認をさせていただきたいと思います。時間もあれですが、簡潔に。

先ほど齊藤信委員もお話しされましたが、令和6年の10月15日、総務課に担当が変更されたということで、この背景というのは何なのか。ここでいきなり大きく変わっているのですけれども、この背景が何だったのかということと、実際に建設の段階に入れば、向こうは未来戦略課というところから総務課に担当が変更するような、そういう町のシステムなのか。あるいはそうではない、これからもう路線変更するために総務課になったのかというところの、推測になるかもしれませんが、それをちょっとお知らせください。

○山崎学校施設課長 矢巾町で担当課が変わった理由、背景については、我々も聞かされておられませんし、ちょっとわからないところでございますが、建設の段階になれば担当課が変わるといようなことは、そういったことは通常ないと思いますし、これまでの積み重ねてきたところに何かしら矢巾町の中で問題を感じて、担当課をかえたのかなというように推測をしております。

○名須川晋委員 わかりました。あと1点なのですが、先ほど冒頭での説明のときにございましたけれども、弁護士と法務担当としっかりと協議をしているということでございますが、特にも弁護士からはどういう助言をいただいているのか詳しく教えていただけますでしょうか。

○山崎学校施設課長 まず、弁護士からは、さまざま御助言をいただいております。例えば業者との関係であれば、損害賠償もありましたので、そういった考え方がどうなのかとか。あと矢巾町との関係においては、覚書の法的な効力がどうなのかとか、これまでの一連の流れの中でどういった法的な観点から見た問題点というのがあるのか、我々の主張がどの程度法律の観点から見て妥当性があるのかとか、そういったことについては都度都度御助言をいただいて、その中である程度、損害賠償の請求についても、我々の正当性についても確信を持った中で、今対応しているところでございます。

○名須川晋委員 この問題がこれからどういう経過をたどるかわかりませんが、最終的にもしかしたら裁判になるかもしれません。そうしたときにでも、県のほうには瑕疵がないというような、そういうお話をいただいているという、そこまで踏み込めるかどうかちょっとわかりませんが、しっかり法律的にはこちらのほうに利があるというようなことで受け止めてよろしいのでしょうか。

○山崎学校施設課長 具体的には、どの事項が法律のどこに該当して、どうなのかというような詳細については、これからいろいろな我々が持っている資料の証拠能力なども踏まえて、仮に裁判になったときにどのような主張の仕方をしていくかということについてはこれから詰めていくのですけれども、全体の経過として、これまで合意してきた事項がひっくり返されているというようなところについては、いわゆる信義誠実の原則に反す

ることであるのは明らかだというようなことでの見解はいただいております。

○佐藤ケイ子委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、次に第3期県立高等学校再編計画（修正案）についてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○西川高校改革課長 それでは、第3期県立高等学校再編計画（修正案）について御説明申し上げます。

本年8月に再編計画（当初案）公表後、地域検討会議、意見交換会、出前説明会、パブリックコメント、子供からの意見聴取等を実施し、当初案の内容についてそれぞれの地区や業界の現状等を踏まえた多くの意見を頂戴することができました。また、各団体からの要望等もいただいたところがございます。これらを十分に考慮した上で、全県的な視点や、生徒にとってよりよい教育環境を整備するという視点を重視しながら慎重に検討を重ね、当初案から一部見直しを行い、修正案としたものです。

それでは、修正案について見直しを行った部分を中心に御説明いたします。資料3-2をごらんください。第3期県立高等学校再編計画（修正案）の概要をごらんください。資料下側の黄色の枠囲み、IV、再編プログラムの地区別プログラムをごらんください。まず、(3)県南地区の大東高等学校については、情報ビジネス科の募集停止の時期を令和9年度から令和11年度に修正いたしました。入学志願者の数が1桁になった1年目であることから、複数年の実績を見ることといたしました。

次に、(5)宮古地区、宮古商工高等学校と宮古水産高等学校については、校舎の一体整備の時期を令和9年度から令和10年度に修正いたします。

次に、(4)から(6)に記載の水産及び調理師養成施設の学び集約に関する修正について御説明いたします。大船渡東高等学校については、食物文化科の募集停止の時期を令和10年度から令和12年度に修正、久慈翔北高等学校につきましては、海洋科学系列の選択停止の時期を令和10年度から令和12年度に修正、これらに伴い宮古水産高等学校については、水産及び調理師養成施設の学びを集約する時期を令和10年度からという部分を令和10年度から令和12年度にかけてに修正いたしました。これは、宮古水産高等学校の受け入れ態勢の観点から、水産の学びと調理師養成施設の集約の時期を分散することが適当と判断したものでございます。集約時期につきましては、地域バランス等を考慮したものであります。また、大船渡東高等学校の家庭の学びを残す農芸科学科の教育課程の検討期間を一定程度確保するものでございます。

なお、高田高等学校の海洋システム科の募集停止の時期及び久慈翔北高等学校の総合学科の1学級減及び調理師養成施設廃止の時期の修正はございません。

最後に、第3期県立高等学校再編計画策定までのスケジュールでございますが、12月中旬から下旬にかけて、今回公表いたしました修正案を基に再度地域検討会議、意見交換会等を開催し、さらに県民の皆さんから御意見を聴取することとしております。令和8年2

月には、いただいた意見を参考に検討を行い、最終案を公表し、2月県議会定例会を経て、3月下旬から4月にかけて策定する予定としております。説明は以上となります。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** お手元に配付しております資料、NHK放送受信契約に係る未契約事案についてにより御説明申し上げます。

全国の自治体における公用車のテレビ受信機能付カーナビなどのNHK放送受信料の未契約報道を受け、コンプライアンス強化取り組みの一環としまして、本県に同様の事例がないか調査を実施したところ、教育委員会において未契約が判明いたしましたので、御報告いたします。

まずは、このような事態を招いてしまったことにつきまして、深くおわび申し上げます。

1の調査対象及び2の調査結果でございますが、教育委員会の各機関が所有する全ての受信機器を対象として調査したところでございますが、2に記載のとおり、623台中68台が未契約であったことが判明いたしました。

資料の2枚目をごらんください。右側の2、教育委員会校種等別内訳の未契約台数でございますが、本庁では2台、そのほか教育事務所、県立高等学校、県立特別支援学校、そのほか教育機関を合わせまして、教育委員会では合計68台となったものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、3の未契約の主な原因でございますが、学校等で視聴覚教材、DVD視聴、パソコン等から投影する際のモニターとして使用する機器につきまして、受信契約が必要であるという認識がなかったもののほか、カーナビにテレビ受信機能が装備されているという認識がなかったものでございます。

4の今後の対応でございますが、未契約となっている機器について、受信契約が必要となる台数を確定させた上で、NHKと支払い手続に向けた調整を進めるとともに、新たに機器を購入する際は、テレビ受信機能が必要か検討を行い、未契約事案が生じないように対応していきます。

なお、調査の結果、教育委員会のほか知事部局、医療局、議会事務局、警察本部におきましても未契約が判明したところございまして、本日各執行機関において所管する各常任委員会にて報告を行うこととなっております。

また、全庁の調査結果につきましては、本日全議員の皆様へ資料を御提供いたしておりますほか、県政記者クラブにも情報提供いたしますことを併せて御報告いたします。説明は以上でございます。

○**菊池生徒指導課長** 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果につきまして、本県の状況をお手元の資料に沿って説明いたします。

資料の1ページをごらんください。本調査は、統計法に基づき国が実施している一般統計調査であり、文部科学省において、児童生徒の問題行動・不登校等について、今後の生徒指導施策推進の参考とするため毎年実施しているものであり、本資料は本調査における本県の国公立学校の調査結果等の概要でございます。

I、調査方法等の調査対象期間、調査項目・調査対象はごらんとおりです。

なお、公表した数値につきましては、県内の国公私立の小中、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、全ての学校の結果を集計した数値となっておりますので、御留意ください。

調査項目の定義につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2ページから3ページでございます。Ⅱ、調査結果等の1、暴力行為の状況についてです。(1)の小・中・高等学校の合計のデータを見ますと、令和6年度における合計の発生件数は1,135件であり、前年度と比べ173件の増加、1,000人当たりの発生件数は10.3件となっております。令和6年度の暴力行為の発生件数と1,000人当たりの発生件数は過去最多でございます。

(2)、校種別の内訳は、①から③に記載のとおりです。小学校の暴力行為の発生件数は合計765件で前年度より114件増加、中学校は306件で前年度より52件増加、高等学校は64件で前年度より7件増加です。暴力行為の形態は、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4種類に分類されておりますが、どの校種においても生徒間暴力が発生件数の多くを占めています。小学校では生徒間暴力が613件で前年度より30件増加、中学校では254件で前年度より45件増加、高等学校は49件で前年度より21件の増加となっております。いじめの態様の中のたたいたり蹴ったりという行為については、いじめだけでなく生徒間暴力としても集計しているケースがあります。

次に、3ページ下をごらんください。2、いじめの状況についてです。初めに、(1)いじめ認知件数は合計7,572件であり、前年度より290件の減少、1,000人当たりの認知件数は68.0件であり、前年度より1.1ポイントの減少です。1,000人当たりの認知件数で捉えると、令和6年度は過去3番目の多さです。認知件数を校種別に見ますと、小学校の認知件数は5,675件で前年度より394件減少、中学校の認知件数は1,362件で前年度より92件増加、高等学校の認知件数は387件で前年度より6件減少、特別支援学校の認知件数は148件で前年度より18件増加となっております。

次に、4ページ、(2)いじめの発見のきっかけですが、区分内の最上段が学校の教職員等が発見で、その下に学級担任が発見、学級担任以外の教職員が発見などの内訳がございます。表の中央部辺りは、学校の教職員以外からの情報により発見があり、その下に本人からの訴え、当該児童生徒(本人)の保護者からの訴えなどの内訳があります。構成比を見ますと、学校の教職員等が発見が57.1%で、学校の教職員以外からの情報により発見が42.9%になっています。中でも、アンケート調査など学校の取り組みにより発見が最も多くなっており、44.6%という構成比になっています。アンケート調査がいじめ発見の重要なツールになっていると言えます。

続いて、5ページ、(3)いじめの現在の状況です。小・中・高等学校及び特別支援学校を合わせた全体の解消率は79.2%で、全国より3.1ポイント高い状況です。いじめの解消については、国のいじめ防止基本方針において規定されておりますいじめ対象の定義に基づいて学校が判断しています。解消には二つの要件があり、一つ目は少なくとも3カ月を目安とする相当の期間いじめの行為がやんでいること、二つ目は被害児童生徒が心身の苦

痛を感じていないことの二つです。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童生徒本人とその保護者の双方に対し面談等で確認することになっています。

続いて、(4)重大事態です。いじめ防止対策推進法に規定する重大事態の発生件数は17件で、前年度と同数です。

次に、3、長期欠席の状況についてです。初めに、(1)理由別長期欠席者数は、病気、経済的理由、不登校、その他を全て含めての数になりますが、小学校は1,278人、中学校は2,048人、高等学校は857人となっています。

次に、(2)不登校児童生徒数です。小学校の不登校児童数は931人で前年度よりも88人増加、1,000人当たりの不登校児童数は17.9人で前年度より2.1ポイント増加、中学校は1,754人で前年度より138人増加、1,000人当たりは61.3人で前年度より6.2ポイント増加、高等学校は666人で前年度より73人増加、1,000人当たりは23.7人で前年度より2.8ポイント増加しました。1,000人当たりの不登校児童生徒数で捉えると、小・中・高等学校いずれも増加傾向が見られます。令和6年度の小学校及び中学校の不登校児童生徒数、1,000人当たりの不登校児童生徒数は過去最多となっています。

続いて、6ページ、4、高等学校中途退学の状況についてです。初めに、(1)中途退学者数・中途退学率は、中途退学者数は416人で前年度から18人減少、中途退学率は1.4%で昨年度と比べて0.1ポイント減少です。

続いて、(2)事由別退学者数ですが、一番多いのは学校生活・学業不適應の172人で構成比は41.3%、次いで進路変更の152人で構成比は36.5%という結果になります。退学の理由が学校生活・学業不適應と進路変更で約8割となっていることから、中高の連携、特に進路指導等の充実をさらに図る必要があること、併せて高校入学後においても生徒一人一人に寄り添った教育活動、そしてきめ細かな対応をしていくということがより一層必要であると認識しております。説明は以上です。

○佐藤ケイ子委員長 おおむね再開後2時間近くになっておりますので、この際3時5分まで休憩をしたいと思います。どうぞお願いいたします。休憩です。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

〔委員長、議事進行と呼ぶ者あり〕

○斉藤信委員 今いろいろ大事な報告がありました。それで、特に児童生徒の問題行動・不登校の問題については、教育上の重大問題の一つなので、これは来年1月の閉会中の委員会のときにぜひ集中審議できるようにしていただきたい。

○佐藤ケイ子委員長 ただいま斉藤信委員のほうから、本日はこのままでやってもいいけれども、集中審議でまた別な機会を設けてほしいということですね。

○斉藤信委員 そうそう。

○佐藤ケイ子委員長 との発言がありました、皆さんはどうでしょうか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 一任をいただきましたので、当職において副委員長とともに検討してまいります。当職で検討いたします。

それでは、ただいまの報告の質疑とこの際発言ございませんか。

○菅原亮太委員 私からは、県立高校再編計画（修正案）について伺います。

先般は、私も金ケ崎高等学校と岩谷堂高等学校について取り上げさせていただいておりました。金ケ崎高等学校については、20人の定員を下回っていないにもかかわらず、令和9年に募集停止、岩谷堂高等学校については、6系列あるうちの2系列、工業系、農業系を廃止すると、これについて6系列残してほしいという話をさせていただいたところでございます。

金ケ崎高等学校について、まず伺います。金ケ崎高等学校、せめて募集停止時期を先送りするなどして、募集定員の実績に応じた判断をしていただきたいというように訴えておりましたが、修正案では特に変更はございませんでした。ただ一方で、大東高等学校の募集停止時期が令和9年から令和11年に先送りとなりました。

金ケ崎高等学校の募集停止時期を先送りにしなかった理由、そして大東高等学校の募集停止時期を先送りにした理由について伺います。

○西川高校改革課長 金ケ崎高等学校の過去3カ年の入学者の状況は、定員80人に対して令和5年度が45人、令和6年度が21人、令和7年度が22人であり、地元の金ケ崎中学校からの進学率も過去5年間の平均は10人、全体の7.4%となっております。また、金ケ崎中学校の生徒は、進学先として金ケ崎高等学校以外に、花巻市、北上市、奥州市において県立の普通高校、専門高校、総合学科高校、それらに加えまして私立高校を含めて多様な学びを選択している状況を考慮して、令和10年度に募集停止とし、水沢高等学校と統合を行うことを再編プログラムに位置づけたところであります。

次に、大東高等学校の情報ビジネス科の募集定員40人に対する志願者数は、令和5年度から14人、17人、3人と推移しており、今後も地元中学校の卒業生数が減少していくことから当該学科の募集停止時期を再編プログラムに位置づけたところでありますが、高校再編計画（修正案）におきましては、入学志願者の数が10人以下となった初年度——1年目であることから、募集停止時期を令和9年度から11年度に修正したところでございます。

○菅原亮太委員 金ケ崎高等学校の募集停止時期を先送りにした理由としては、基準は下回っていないのだけれども、直近の入学者数の推移を見て、また周辺にそういった県立高校があるからと、そういった理由と受け止めました。

ただ一方、大東高等学校も周辺にあるのです。例えば大東高等学校から千厩高等学校、これは車で15分程度と、金ケ崎高等学校から水沢高等学校、車で20分と、そういう意味では周辺に高校があるのは大東高等学校も同じではないかと。そういった観点でいくと、なかなか先ほどの答弁ですと納得がいかないところがあるのですけれども、それについて

はいかがでしょうか。

○西川高校改革課長 これまで県教育委員会では、学級増または学級減を行う際には複数年の実績を見てきました。なので、今回大東高等学校の情報ビジネス科につきましては3人と、10人以下になったのが初年度であったことということで、複数年度見る必要があるであろうということで時期をずらしたものでございます。

○菅原亮太委員 入学者数の状況を見ると、金ヶ崎高等学校は県教委が出されている推計、これは令和18年まで20人を下回らない推計になっておりまして、生徒数の推移の判断で考えると、そこは私というか、町民の皆さん、また高校生の皆さんに説明がつかないのではないかとこのように思っています。

やはりいろいろ、金ヶ崎町から、また金ヶ崎町教育委員会からも、基準に基づかない形での募集停止については撤回を求めるという内容の請願とか意見書が出されていますので、改めてしっかりと客観的な事実をもって、こういう基準にのっとっていますので募集停止しますというのであれば、皆さんもそれは致し方ないかなとなるのですが、あくまでも基準に基づかないのに、そういう県教委の推測といいますか、判断によって募集停止が決められてしまうというのは、町民の皆さんにとっても納得がいかないでしょうし、またこれから高校の魅力化を進めていこうとしている県立高校の各校長にとっても、何とか基準に乗っかるように、募集停止にならないようにしっかりと魅力化を進めて、生徒をいっぱい入れようと頑張ろうとしているにもかかわらず、そういうように判断されてしまうと、では何のために、何を基準に頑張ればいいのかというようになってしまうわけでありまして。

改めて訴えますけれども、やはり大東高等学校のように先送りをして、しっかりと実績を評価した上で、それで20人を下回ったら、それはそれで廃止でもいいですけれども、20人を下回っていないにもかかわらず、先送りをしないで、もう令和9年で募集停止しますというのは、なかなか拙速な判断ではないかというように思うわけでありまして。

私は、改めて言いますけれども、少子化によって高校再編というのは免れないと思っております。ただ一方で、ちゃんと基準を決めたのであれば、それに従って再編を進めるべきだということ考えております。改めて、金ヶ崎高等学校も募集停止の判断を先送りして、実績判断が必要ではないかというように思いますが、見解を伺います。

○西川高校改革課長 今回の第3期県立高等学校再編計画でございますけれども、基準に記載しているものは、今後この再編プログラムに位置づけなくても、こういったことになったらこの基準を適用していきますというものであって、再編プログラムはその前に、基準とは別に、この再編プログラムはそれぞれの高校の地元中学校の進学率とか多様な学校を選べるといった、そういった状況も踏まえた上で判断したものであり、基準と再編プログラムというのは別なものと考えていただくものと、お願いいたします。

○菅原亮太委員 それは、そちらの判断でございまして、やはり我々というか町民側は、そういう基準にのっとって再編するのだというように捉えておりましたので、なかなかそこはそごがあるのかなというように感じております。

最後の訴えについては、やはり修正案では特に修正しないというような答弁でよろしいでしょうか。

○西川高校改革課長 そのとおり、修正案のとおりでございます。

○菅原亮太委員 わかりました。

では次に、岩谷堂高等学校に移ります。岩谷堂高等学校は、先ほど申しましたように6系列ある総合学科でございますが、そのうちの工業系、農業系の系列の募集停止となります。その理由については、私も前回の質問でもいろいろ答弁いただきましたけれども、その理由については周辺の工業高校とか農業高校、そういった専門高校への集約といった意味で、今回、総合学科である岩谷堂高等学校の工業系、農業系を廃止するというように伺っておりますが、例えば、ほかの総合学科の高校の状況はどうかといいますと、岩谷堂高等学校だけが系列を減らされている。なぜ岩谷堂高等学校だけ減らすことになったのか、理由について伺います。

○西川高校改革課長 実は、先ほど御説明いたしましたとおり、総合学科の久慈翔北高等学校も今回水産系列を集約し、募集停止とします。それから、県教委のほうでは、これまで系列の再編見直しをした時期がございます。というのも、学級減になったときにやはり系列が維持できないということで、令和7年度に紫波総合高等学校——岩谷堂高等学校と同じく定員は120人ほどですけれども、こちらを5系列から4系列にしております。

そういった意味も踏まえますと、総合学科の定員120人の学校については、教員の配置上、4系列が望ましい規模というように考えております。ですので、今の岩谷堂高等学校の定員120人で6系列は、少し大きなものではないかということで、令和4年度に学級減したときに系列の見直しも近々にやる予定であったのではないかと推測しております。

○菅原亮太委員 今回の答弁で、総合学科は4系列が望ましい……

○西川高校改革課長 定員120人規模のところ。

○菅原亮太委員 定員120人規模の学校は4系列が望ましい。今初めて伺った見解であります。先ほどの話に戻るけれども、急にそういう判断をされると、こちらとしてもちょっとびっくりしてしまうというところでもあります。

4系列が望ましいというのは、今初めて聞きましたので、それはそれとして見解として受け止めますけれども、岩谷堂高等学校は6系列あるのですが、工業、農業、商業、家政・福祉、普通科文系、普通科理系、それぞれが連携をしております。特に農業と商業と家政・福祉というのは、農業系で作った農産物を商業系で加工販売して、また家政・福祉のほうに食育という点でうまくつなげている、そういった意味でかなり連携をされていて、その連携の核になっているのが農業系であるということです。

また、工業系についても、特に就職率を見ますと、胆江地域の就職率が9割、県内に至っては8割と。岩谷堂高等学校の総合学科、それぞれの系列がしっかり連携して、さらに地元にも非常に大きな意味合いを持っている。その中で、核となる農業、さらに県内就職率を支えている工業、これをなくすというのは、やはり総合学科としての利点を大きく

損ねてしまうというように危惧しております。

改めて工業系また農業系をなくすことについて、これは市民や、また企業の皆さん、それから地元自治体、奥州市、こういった方々の理解を得られるとを感じるか、そしてどのように説明を尽くしているのか伺います。

○西川高校改革課長 今回の再編計画では、ブロックを見直して、地区というものに見直しております。そういった中で、奥州地域に関しましては、農業高校と工業高校、専門高校があるということで、今後の中学校卒業生数の減少を見込めば、やはり大規模な投資が必要となる農業高校と工業高校につきましては、集約が必要というように考えております。今回岩谷堂高等学校と花北青雲高等学校の工業系列を集約することとしております。

やはり菅原亮太委員がおっしゃるとおり、管内就職率——特に奥州市に限って言えば工業団地もありますので、地元就職率が高いというのも、水沢工業高等学校も水沢農業高等学校も含めてそのとおりの状況になっております。

そういったところではありますが、やはり中学校卒業生数の減少から、今後は長いスパンで見えていくと、こういった形で専門高校については集約が必要になっていくというものをしっかり県民の皆さんに説明してまいりたいと思います。

○菅原亮太委員 12月10日には、奥州市江刺地区センターで岩谷堂高等学校に関する出前説明会があると伺っております。本当に皆さんは、6系列の存続というのを切実に願っておりますので、ぜひそれに応えていただきたいというように思っております。

最後の質問になりますけれども、改めて私の意見、または10日の皆さんの意見を踏まえて、募集停止時期を先送りするとか、そういった措置、対応を検討されていらっしゃるかと伺って終わります。

○西川高校改革課長 再編計画の修正案では、今後の少子化や人口減少を踏まえ、よりよい教育環境の整備を図るため、総合学科に改編した成り立ちを踏まえつつ、学びの配置バランスを考慮し、より広域な再編も視野に入れて、ほかの学科との併置校への再編等を検討し、進めることとしております。

岩谷堂高等学校につきましては、この2年ぐらい志願者の数が40人近く減っているという状況もありますので、今回3学級校で維持するのですけれども、10日の出前説明会の際には、岩谷堂高等学校を今後も魅力的な高校として残していくように同窓会の方々にもお話しして、現時点の資料の中では、令和14年度には2学級校になるというような予測もしておりますので、そういったところもしっかり説明した上で御理解をいただけるように努めていきたいと思っております。

○菅原亮太委員 厳しい判断をされるということで承りましたが、一言だけ申し添えますと、今の岩谷堂高等学校の校長先生というのが前回の西和賀高等学校の校長先生だった方、つまり学級増につなげた立役者であるわけです。先般も岩谷堂高等学校の校長先生に話を伺ってきましたけれども、やはり今まで総合学科というのがあまり注目されてこなかったと。日本初の総合学科の岩谷堂高等学校であるにもかかわらず、それから30年たって、今

こそ学びの多様化の時代、今こそ総合学科が必要とされるにもかかわらず、やはり今西川高校改革課長がおっしゃったように、入学志願者数がどんどん減ってきていたというのは、岩谷堂高等学校の校長先生から見ても、やはりPRが足りなかったというのは反省点であろうというようにおっしゃっていました。

そういう意味で、新しい校長先生は、やはりこれからしっかりと学区内、また県内、県外の皆さんに岩谷堂高等学校の総合学科の魅力をしっかり発信して、どんどん生徒、入学者をふやしていきたいと意気込んでいらっしゃいましたので、ぜひそういった校長先生の取り組みをお含み置きいただきたいというように思っておりますので、よろしく願い申し上げます。最後、教育長に一言伺って終わります。

○佐藤教育長 岩谷堂高等学校の系列の見直しということにつきましては、先般の一般質問でも御答弁申し上げたところであります。

岩谷堂高等学校は、令和3年時点では160人の定員で、それを120人にしつつ系列は残したという状況の中にあっても、評価と成果のところでお話し申し上げましたとおり、一生懸命いろいろな取り組みしていただいて、高い成果を上げてきたと思います。これは紛れもない事実であります。いかんせん生徒数の減り方が急でありまして、今120人の定員に対して80人そこそこという状況が続いてきている中で、広域での専門教育の在り方を見直すときに、胆江地域は高等学校がそろっていますので、やはり整理する必要があるのではないかと、それは集約というような言い方をして、修正案ということで——当初案を修正しないという修正案を提示させていただいたところで、考え方は担当課長からお話あったとおりですが、そういったところを10日の地域説明会でしっかり意見交換をするようにしてまいりたいと思います。

○小西和子委員 私からは2点について質問させていただきます。

最初に、岩手県教職員組合で岩手県学習定着度状況調査という実態調査を行いました。まずその説明をしてから質問に入りたいと考えます。

これは、自由記述の全体まとめですから、かなり要約したものでございますけれども、採点、入力、事後処理の負担が圧倒的に最大の問題であると。採点と入力に7時間を超える学校が42校ある。15時間を超えている学校もあり、大きな負担となっている。中には32時間かかった学校もあります。学習時間が削られ、授業の質が下がるという根本的な弊害があります。

よく見たら、40%の学校が事前練習を行っているのです。そのうち1週間、2週間前から前日までに行った学校が87.9%もあります。直前にテスト対策として行われていると考えられます。

結果比較やヒアリングでのプレッシャーが現場を疲弊させています。市教委や県教委とのヒアリング準備に多大な労力がかかります。学校間比較に心理的負担がありますし、終わった後で追加研修とかプロジェクトというのが課される、すごくこれが負担だ。だから、事前練習のほうに傾いているのかなというように思います。

事前練習のことですが、配付も説明もなかったが 36.8%、県教委からはそういうことをしないでくださいねと通知があるわけですけれども、そのようになっています。

それから、問題の難易度が現場の授業と乖離していて、児童の意欲も低下しています。難問により自信を失う児童が多いです。調査が多くうんざりしています。特性のある児童や支援が必要な児童には特に負荷が大きいです。

何のための調査であるかが不明確であって、実施の意義に疑問が寄せられています。生徒のためになっているのか、意義が現場に共有されていないのではないかという声があります。

改善策としては、採点、入力を県にやってほしい、外部委託も含めて。それから、実施時期の見直し、文化祭や陸上記録会、学校公開等と重なっているのを、それを回避したいということです。問題内容の見直し、教科書内容と乖離しないように問題作成意図と根拠を示してほしい。比較プレッシャーの軽減、競争をあおらない仕組みにしてほしい。事後指導のポイントを問題とセットで提供してほしい。抽出調査化——抽出で十分ではないか。学習定着度状況調査というのは、小学校5年生と中学校2年生が全員やるのですけれども、そういうことです。それと、全国学力・学習状況調査で代替可能ではないかということです。本当に学力向上を目指すなら、教員の数をふやして、授業時数を確保するべきとの声があります。現場からは、このような意見がありました。改善点も示されております。

教職員の多忙化、文部科学省では時間外労働を 30 時間以下にするという目標を掲げておりますけれども、過労死ラインを超える教職員がほとんどです。多忙解消が進まない要因ともなっております。子供たちの不登校や暴力行為にも影響しているのではないかと危惧されております。本来の目的に合わない部分が多いと考えられます。

全国を見ますと、青森県も含め 15 県がもう廃止しているのです。廃止することが一番よいと考えますけれども、県教委として県学習定着度状況調査の在り方についてどのように変えていこうと考えているのか、具体的な改善策をお示してください。

また、現段階での改善策が示せないのであれば、来年度の実施にかかわる改善に向けてどのように取り組んでいくのか、その方向性やスケジュールをお示してください。

○伊藤学校教育企画監 県学習定着度状況調査でございますけれども、こちらは児童生徒一人一人の学習上のつまずきを明らかにするとともに、指導の改善を図ることを目的としておりまして、最終的には児童生徒一人一人の学校における学びがより充実したものとなることを目指して実施しているものでございます。その実施に当たりましては、これまでも県教育委員会において実施教科の精選や I C T の活用等によって、教職員の負担軽減を進めてきたところでございます。

来年度の実施に向けてというようなことがございましたけれども、本日もいろいろと御指摘をいただいたところでございまして、こういったものも踏まえながら、教職員の負担軽減や調査の効率的な実施に努めてまいりたいと思っておりますし、そういった改善に生かしてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 ずっと同じ答弁が何年も続いているのです。教職員の忙しさも変わってきていますし、さらにひどくなってきているのです。そして、子供たちの質と言ったら失礼ですけども、子供たちが支援を要する子とか、寄り添ってあげなければならない子供というのがふえてきているのです。そういうことから、やはり教育委員会も答弁をもう少し、みんなで話し合っただけであればと思います。少しがっかりしました。改善策も示していますので、ぜひこれも生かしていただきたいと思います。

全国学力・学習状況調査にかかわる修学旅行の日程変更についてです。報道でもありましたけれども、北上市の中学校で全国学力・学習状況調査を一斉開催で行うことを優先し、修学旅行の日程が変更されました。いつからいつかといいますと、4月16日から4月18日だったものが9月1日から9月3日、これは暑いです。そのように変更されました。学校の過失もあったと聞いておりますけれども、経費の関係から修学旅行の内容が縮小され、キャンセル料などによって保護者負担が合計で約159万円発生しました。

どういことが変更になったかという、中学校の教員をした方たちは御存じだと思いますけれども、JRが指定した列車——連合体料金といいます。それですと割引があります。それもなくなったということですし、昼食代を2日間、実費負担とした。それから、劇団四季ミュージカルの座席をS席からB席、C席に変更した。貸し切りバスの使用日数を2日から1日に減らした。もちろん保護者からは不満の声が上がりました。保護者の負担が——先ほど言いましたけれども、子供1人当たり1万3,510円くらいかかまして、合計で159万4,180円の負担増ということになったわけです。保護者負担については、市で補填するという補正予算が市議会に提案されております。このことについて県教委の見解をお伺いいたします。

○伊藤学校教育企画監 御指摘の日程変更についてでございますけれども、文部科学省が実施いたしました今年度の全国学力・学習状況調査につきましては、調査の1年半前に当たります令和5年9月に文部科学省より実施予定日が示されまして、県教育委員会も市町村教育委員会に対して直ちに周知したところでございます。

また、調査の4カ月前に当たります昨年12月でございますけれども、文部科学省より各教育委員会に対し調査参加に係る意向確認が行われましたが、その際、実施予定日に修学旅行等のやむを得ない事情で調査を実施できない場合においては、実施予定日以降に調査を実施することは可能であるというところが併せて示されていたところでございます。

先ほど御指摘の事案に関しましては、こうした経緯も踏まえた上で、市教育委員会等において実施を御判断いただいたものと考えております。

○小西和子委員 そういようには話をしたということですね。

県教委は、ほかの市町村の中学校で修学旅行などの理由で全国学力・学習状況調査をずらしたことを把握していたのでしょうか。把握したとすれば、なぜ北上市の教育委員会に事例として助言しなかったのでしょうか。なぜ市教委に判断を丸投げしたのでしょうか、お伺いいたします。

○伊藤学校教育企画監 県教育委員会におきましては、文部科学省による意向確認を取りまとめる際に、北上市の中学校も含め、県内の数校が修学旅行との重複を理由として調査を後日実施したいという回答をしていることを把握しておりました。回答を取りまとめて国へ報告しましたが、北上市の中学校に関しても含めて国に報告した後でございますけれども、市の教育委員会から、御指摘の中学校、これは当日実施に修正するとの御連絡をいただきましたので、県教育委員会としては市教育委員会等が種々検討を重ねた上での御判断と考えまして、その旨を国へ報告したところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後意向確認等を取りまとめるに当たりましては、市町村教育委員会に対して、今回のような事案への注意喚起の観点からも、実施予定日と修学旅行等が重複した場合においては後日実施も可能とする国の立場を丁寧に説明したいと考えております。

○小西和子委員 確認ですけれども、学力・学習状況調査の要綱のところに、例えば修学旅行等について、当日実施の期間に重なる日程で既に修学旅行について契約を行っている場合は、本調査のために修学旅行等の日程を変更する必要はなく、予備日での実施を含めて調整しますというのは、今年度分についても各学校に知らせてあるわけですよね。そして、先ほどのお話を伺うと、そういうこともわかっているはずだからということで、北上市の中学校の修学旅行についてもずらすことは可能だというようなことを言ったのですか。北上市教委にそのことを話をしたのでしょうか。それにもかかわらず市教委は、いやいや、変更させますというように変更させたということは、これはかなり問題ですけれども、もう少し詳しくお話し願えますか。

○伊藤学校教育企画監 県教育委員会といたしましては、今年度の実施した調査に関しては、文部科学省から意向調査がございましたときに、各市町村教育委員会からの回答を取りまとめるというようなところをやっておりましたので、当初、北上市の教育委員会からは、御指摘の中学校に関しては修学旅行と重複しているため後日実施としたいといったような回答をいただいていたところでございます。そのことについては、1度国に報告しております。ほかの市町村も含めて、取りまとめた結果を国に報告したところでございますけれども、国に報告した後に——国への報告期限を過ぎた後に、北上市からこれを変更したいといったような御連絡をいただいたところですので。その間、どのような判断をされたかというところは、済みませんが、県に特段相談等はなかったので把握はしていないのですけれども、県としては市教委のほうで御判断されたものというように理解した上で、国に修正の御報告をしたといったようなところでございます。

○小西和子委員 北上市教委がわかっていながら変更をさせましたよということの受け止めでよろしいですね。

では、このような事例だけでなく、各学校では全国学力・学習状況調査の悉皆——全員が受けるということですね。悉皆による一斉実施のために教育課程を変更している実態があります。本来教育課程の編成権は学校にあるということから、大きな問題だと考えます。

教育長にお伺いいたします。改めて、全国学力・学習状況調査の廃止を求めるべきであります。せめて抽出調査にするなどの改善が必要であると考えますけれども、県教委の見解をお伺いいたします。

○佐藤教育長 先ほど伊藤学校教育企画監が御答弁しましたとおり、全国学力・学習状況調査については国の教育施策の目的のために実施しておりまして、学校現場に対しては1年半ほど前から時期を明示している。そして、行事等に重なる場合は、その行事等を優先してよろしいですよということを言われているという中で、ふだんそのことで学校現場の教育課程の編成権を奪うとか、そういうことではないと思うのですが、いずれ我々として国の教育施策について、やめてくださいとか、やってくださいというのを正面切って申し上げるのはなかなか——小西和子委員から御指摘ありましたけれども、現段階で申し上げるのは難しいというように思っています。

○小西和子委員 このことによって現場がかなり制約を受ける、混乱するということは県教育委員会もわかっていると思いますし、現場を御経験された方々もいらっしゃいますのでわかっていると思います。どうすることが子供たちにとって一番よいのかということを考えていただきたい。競争教育が子供たちを非常にひどい状況に追い込んでいるということは、先ほどの問題行動等でも示されておりますので、そのことを申し上げて終わりにしたいと思います。

○斉藤信委員 高校再編計画（修正案）について、大船渡東高等学校の食物文化科の募集停止の件なのですけれども、地域からどういう要望が出されていますか。どういう形で署名が集まっていますか。

○西川高校改革課長 大船渡東高等学校につきましては、まず1万4,000を超える署名、要望書を頂いたところであり、その中においては、やはり大船渡東高等学校の調理師養成施設の廃止は見直ししてほしいという意見もいただいております。

○斉藤信委員 大船渡東高等学校の今年度の入学者を見ると、4学科の中で一番入学者が多いのは食物文化科なのです。一番入学者が多くて人気のある食物文化科をなくすというのは、生徒の期待を裏切るものではないですか。何が原因なのですか。

○西川高校改革課長 大きな問題の一つとして、教員の確保が難しい状況にあります。家庭の教員採用に当たりましては、定数を確保するなどして調理師養成資格を持った家庭の教員の公募をかけているところではございますが、なかなか応募がないことから、3学校体制で維持するのが難しいということで、今回の集約になった状況となっております。

○斉藤信委員 私は、これはやはりおかしいのだと思うのです。大船渡東高等学校で一番入学者が多くて、そして地域検討会議の意見も聞きました。例えば渕上大船渡市長は、大船渡東高等学校の食物文化科の募集停止については承服いたしかねるとしてあります。現在一番希望の多い学科であり、生徒も地元と連携したさまざまな取り組みを実施している。大船渡市として水産のまちをうたっている中、事業者と生徒が協働した取り組みができているのは大きな強みであり、そのような中、食物文化科が募集停止となるのは理解できない

いということです。

大船渡商工会議所の専務も発言をしているのです。アワビのブランド化に向けて、大船渡東高等学校の食物文化科と連携している。昨年はアワビを使った料理を考案してもらい、地域からの評判も大変よかった。大船渡市と大船渡商工会議所が共催しているビジネスコンテストにも積極的に参加してもらっており、非常に頼もしく感じている。

言わば地域と結びついて地域貢献——恐らく地域内の就職もあるのだと思うのです。

だから、進学する生徒が少なくなったというなら、やむを得ない。しかし、大船渡東高等学校で一番入学者が多い学科をなくす。その理由が先生を確保できない。これ県教委の努力の問題です。私、県教委の問題を口実にして募集停止するというのは、やはり逆立ちした発想ではないかと。やはり何としても、こういうように地域と結びついて頑張っている学科は残すと、こうあるべきではないですか。

○西川高校改革課長 今回の大船渡東高等学校の食物文化科につきましては、そういったことで集約する学校にはしているのですけれども、農芸科学科の中に、食物とか被服とか家庭の学びは残すことにしております。同じように、調理師養成施設がないほかの高校——千厩高等学校であったり平舘高等学校であったりも、そういった形で地域の方々といろいろな商品開発をしているところがございます。そういった学びは残しますので、あくまで卒業して調理師免許の資格が取れないという状況になるというだけのことであって、家庭の学びは地域の要請に応じて残していきたいと考えております。

○斉藤信委員 今言われた農芸科学科の入学者は12人なのです。食物文化科の入学者は24人です。おかしいのではないかと。農芸科学科で学ぶという、通用しないでしょう、そんなのは。おかしいでしょう、これ。

だから、私が言っているのは、県教委の都合で子供たちの進学の道を閉ざしていいのかということ。私は、大船渡東高等学校の食物文化科の募集停止というのは異質な問題だと思います。高校再編の考え方を根本から問われる。何としても教員は確保して、人気のある、地域に結びついて、1万4,000も署名を集めて各界が——大船渡市議会も含めて要望を出しているのだから、これに応えるという、これに応えられなかったら責任取らなければだめです。

子供たちの希望をこういうようにして無視する。それは高校再編ではない、高校潰しだ。これやはり再検討するべきだと思います。今の実績からいっても、地域貢献からいっても、地元の要望からいっても、大船渡東高等学校の食物文化科は募集停止の対象にならない。県教委の問題は県教委の努力で解決すべきだと、私そう思います。県教委の努力が足りないのではないですか。

○西川高校改革課長 教員採用につきましては、先ほども御説明したとおり、いろいろなことを対応した上で行っているのですが、やはり家庭の先生はそろうのですけれども、どうしても調理師免許の資格を持った先生の応募がないという状況になっているので、引き続き検討してまいりたいと思いますが、やはり教員の交流人事等もございますので、今の

教員の数で十分耐え切れられるものではないかというように推測しております。

○**斉藤信委員** 例えば調理師専門学校などと連携して、授業には外部からその先生に来てもらおう。そういう方法もあるのだと思うのです。だから、免許の問題というのは、ちゃんとこま数あるわけだから、そういうのは外部講師を確保するとかしないとかだめです。

私、食物文化科をなくして農芸科学科で吸収するというのは、反対なのだと思うのです。だから、全体として入学者が少ないので、一つ学科減が必要だとなったときに、一番入学者が多い食物文化科をなくすということではないだろうと。

そして、理由が家庭科の先生を確保できないと、調理師免許の資格を持った先生の応募がないというのだったら、外部講師をその時間だけ派遣してもらおうとか、そういうやり方があるのだと思います。宮古水産高等学校に統合したって行きません。結局地元で学びたいという子供たちの希望が奪われるだけだと思います。

だから、問われているのは県教委の姿勢なのです。これだけ希望があって、地域と結びついてさまざまな取り組みしている学科を優先して残す。そのために県教委が責任を持って、必要な教員は外部からでも派遣すると、そういう検討したのですか。

○**西川高校改革課長** まず、調理師養成施設の教員に関する主な要件ですけれども、まずは全ての調理実習に当該調理実習を担当する助手を置くとか、それから1教員の1週間当たりの授業時間数は原則として18時間以内、専任教員とはほかに常勤の職を有しない教員ということで、外部から教員を非常勤講師のような形で持ってくるのは難しいというように考えております。

そういった中で、県教委といたしましては、農芸科学科の中に家庭の学びのコースを残すというように御説明いたしましたけれども、例えば郷土料理講習会、すし講習会、洋菓子講習会、テーブルマナー講習会、それから食物調理検定、被服製作検定、こういう技術検定などの学びは残した上で、繰り返しになりますが、確かに卒業して調理師免許の資格が取れるという高校にはなりませんけれども、しっかりと地域の方々と連携して、家庭科の学びのコースは維持していきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 食物文化科は残して、農芸科学科を吸収すべきなのです、実態からいったら。そういうことをやはり本気になって——だから高校再編の目的というのは子供たちの進路希望を実現することでしょう。その原点に立って、県教委の側に問題があるのだったら、それはやはりいろいろな知恵出して打開すると、これだけの地元の要望もあるわけだから。私は、これでは本当に子供を犠牲にした高校再編になってしまう、その見直しを強く求めたい。

それと、盛岡地区の平館高等学校の家庭科の募集停止は期日が全然変わらなかったです。一時、平館高等学校というのは地元就職率が高かった高校なのです。地元の産業界、企業との連携が強くて、私は、県内就職、地元就職のモデル校だと思って見ておりました。最近急速に進学者が減ったと。残念な事態で、議事録を見ても、こんなに減っているとは思わなかったと、地元の委員が言っておりました。

だから、これはもう少し分析をして、平館高等学校というような地域貢献の高い学校でしたから、私は検討する期間を少し延長するなどして、地元の企業、地元貢献の高かった平館高等学校の事実上の学級減は見直すべきではないかというように思いますが、地元就職、実績も含めてどうなっているか示してください。

○西川高校改革課長 地元就職につきましては、今手元に資料がないので答弁は差し控えさせていただきますが、学校訪問させていただいている中で地元就職が高いというようにはお聞きしております。

そういった中で、先ほども御説明したとおり、平館高等学校の家庭科に関しては、入学志願者数が9人、6人、3人と、3年連続で10人以下といった状況です。そして、八幡平市管内の中学校の卒業者の進路先を見ると、平館高等学校に行っているのと同数が、ほとんど教育課程が同じような盛岡農業高等学校の人間科学科に行っている状況でございます。なので、これはあくまで推測にすぎませんけれども、やはり部活動とか、そういったところも踏まえた上で、一定数の人数のいる高校を志願されている方が多くなっているのではないかと承知しております。

また、先ほど斉藤信委員からも御紹介ありました、平館高等学校の出前説明会には98人の方がいらっしゃったのですけれども、その半分ぐらいの方が斉藤信委員御発言のとおり、こういう状況になっているのを知らなかったと、もうちょっと猶予期間が欲しいと皆さんから懇願されたところでございます。

○斉藤信委員 私は、数年前ぐらいまで本当に地元就職率が高くて、企業との連携が強くて、これは就職を支援する職員からもそのことは聞いていたので、この数年間の生徒の減少というのは、よく分析して対応することが必要なのではないかと思います。3年間というのは重いだけでも、ぜひそういったの猶予も含めて、私はぜひ検討していただきたいし、地元の人がびっくりするような、そういう変化が起きているのも事実なので、よろしくお願ひしたい。

次に、学校におけるツキノワグマ対策についてお聞きいたします。学校敷地内、周辺でのツキノワグマ出没状況、どういうように把握しているのでしょうか。また、休校措置の状況など示してください。

○中村保健体育課総括課長 出没状況の把握、あと休校等の措置についてでございますが、熊出没状況については、各学校において警察や地元自治体、所管する教育委員会等の関係機関と連絡体制を整備しており、迅速に情報を共有、把握し、保護者、児童生徒への周知を行っているところでございます。

熊出没による休業措置については、実数でございますが、12月4日時点で小学校は3校、中学校は1校、義務教育学校1校、そして高等学校1校、計6件となっております。

○斉藤信委員 出没状況を把握されていないと。今ツキノワグマ対策というのは、これは県民の命と安全、生徒の命と安全にかかわる重大問題、緊急問題なのです。やはりそういう受け止めで取り組むことが必要なのだと思います。

私、花巻市に調査行きましたけれども、花巻市は去年の段階で小中学校の全生徒に熊鈴を配付して、ことしは1年生に配付していると。全ての学校に熊スプレーを配備しています。そして、出没状況に応じて父兄の送迎を頼むのだけれども、突然迎えに来られない父兄もあるわけだから、タクシーなどの送迎を10月末、11月ぐらいまでで935台。それで予算を超えてしまったというので、同じ数以上の補正予算を措置しているのです。

だから、花巻市はそういう形で子供の安全をしっかり守って、通学路に出没状況がある場合には、そこにAIセンサーまで設置している。今こういう取り組みが求められているのです。ぼやっとしていないで、特に盛岡市は市街地に連日出没するような異常な状況でした。そういう意味では、危機感を持って、命と安全にかかわる緊急事態、災害並みの対応が必要だと。そして、そういう対応している自治体や学校もあるわけですから、そういうレベルでしっかり対応していただきたいというように思います。

どうように学校では対策が取られているか。対応マニュアルの作成、研修、訓練の取り組みはどうか。例えば陸前高田市立竹駒小学校では避難訓練をやっています。だから、本当に災害並みなのです。そういう状況を把握していますか。

○中村保健体育課総括課長 対策マニュアルの作成、研修、訓練等の取り組みについてでございます。市町村教育委員会の状況については、令和7年11月調査時点で、熊対策に係るマニュアル等を作成しているのは18市町村、研修や訓練等を行っているのは8市町村となっております。県教育委員会では、県の危機管理マニュアルに熊対策を盛り込んでおり、県立学校及び市町村教育委員会に周知し、学校の危機管理マニュアルへの記載の参考とするよう依頼しているところでございます。

研修、訓練等については、雫石町や花巻市などで関係職員や登下校の見守り活動を行うスクールガードを対象に、熊撃退スプレーの使用方法などの訓練を行っております。また、沼宮内高等学校では、生徒による熊対策学習を行っているというように伺っております。

○斉藤信委員 ツキノワグマ対策は、ことし顕在したといいますか、本当に危険なレベルで出没があると。10月末で7,608件です。盛岡市は11月、10月を超える——11月までで635件です。そういう状況になっているので、今のそういう深刻な状況を踏まえた対応をしていただきたい。

登下校の送迎の対策状況は把握されていますか。

○中村保健体育課総括課長 登下校時の送迎の対策についてでございます。各市町村の対応といたしましては、令和7年11月の調査結果で、熊出没時は下校時に保護者へ引き渡す、あとはスクールバスの経路及び乗降場所の変更、そしてバス停、あと学校まで保護者の迎えを依頼する、花巻市等によってはタクシーや公用車での送迎などを行っており、全ての市町村において登下校方法の変更等を行っているというように承知しております。各学校において、学校の立地条件、あとは通学方法などの状況に応じて対応しているというように把握しております。

○斉藤信委員 市町村の取り組みも問われるから、学校だけでということにはならないの

だと思っておりますけれども、先ほど私が紹介した花巻市では、昨年からはタクシーの送迎をやっているのです。だから、そういう意味では、そういう先進事例も紹介をしながら、必要な対策をぜひ全県レベルで講じていただきたい。

最後の質問です。盛岡一高事件の検証委員会の設置について、どう検討されているか。請願者の要望等もあるようですから、請願者の要望にどう応えようとしているか示してください。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 検証委員会設置に係る検討状況についてでございますが、県教育委員会ではこれまでの間に請願者側とお会いするなどし、調査検証委員会設置に係る御要望等について確認してきたところでございます。現在は、要望内容も踏まえて検討を行っているところでございまして、早期に調査検証委員会を設置できるよう対応していきたいと考えているところでございます。

齊藤信委員から御指摘がございましたとおり、請願者からの御要望を踏まえながら、公正な立場から調査検証が行われるようということで、調査検証委員会の設置に向けて対応してまいります。

○**齊藤信委員** 9月議会で補正予算を計上して、年度内に大体6回ぐらい検証委員会が開催できる、こういう規模の補正予算なのです。もう12月ですから、請願者の要望その他もしっかり踏まえた上で早急に検証委員会を設置しないと、年度内の検討というのは進まなくなってしまうので、ぜひしっかり必要な検討委員を確立してやっていただきたいけれども、年内には検証委員会設置、そういう方向でやっているのですか。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 先ほども御答弁申し上げましたとおり、請願者側とお会いするなどしまして、調査検証委員会設置に係る請願者側の御要望等について確認させていただいておりますので、そういったことを踏まえながら早急に検討を進めていきまして、早期に調査検証委員会を設置できるよう対応してまいりたいと思っておりますが、具体的に年内には何とかというようなところがまだお話しできるような状況ではございませんでしたので、御理解をお願いしたいと思います。

○**佐藤ケイ子委員長** この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**西川高校改革課長** 齊藤信委員の質問の際に、平舘高等学校の卒業後の進路状況とお話がありました。令和4年度は18人の卒業生に対して管内就職者が10名、令和5年度が就職者7人に対して管内就職者が4名、令和6年度が就職者9名中全員が管内就職者ということで、管内就職者の率が高い状況であったところでございます。

○**小林正信委員** 令和6年度の児童生徒の問題行動・不登校等の諸課題に関する調査結果を報告していただきましたけれども、暴力行為は令和5年度よりもふえている。いじめは、小学校では減って、中学校では増加、高校では微減というようになっております。いじめ重大事態は17件ということで、前年と同じということでございます。

先日、私は県立高校に入学した生徒の保護者の方からいじめについて御相談をいただき

ました。この生徒は、ことしに入っていじめを受けて、不登校になってしまって、最終的には転校されたということなのですけれども、この間、学校ともさまざまなやり取りがあったようだけれども、この生徒は、いじめを受けた影響で体が動かなくなったりとか、あとは、今は転校しているのですけれども、その転校先で人前が出るのが怖いとか、やはり精神的なダメージが大きかったということで、精神疾患を発症しているという状況だったということでございます。

精神疾患を発症した場合には、いじめ重大事態というのは該当するものなのかどうかということをまずお伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 いじめ防止対策推進法においては、いじめ重大事態については、一つ、いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの、二つ目、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるものと定めております。いじめにより心身に重大な被害が生じ、転学することを余儀なくされた疑いがある場合は、重大事態に該当するものと捉えております。

○小林正信委員 精神疾患を発症するくらいつらい状況というのは、やはりいじめ重大事態に当たるのだらうと思います。これは通告はしていなかったのですけれども、報告をいただいた調査結果にも関連をしてお聞きしたのですけれども、いじめ重大事態の認定には普通どれくらい時間がかかるものなのかというように思っていました。

今回の私が相談を受けた方も、いじめ重大事態と認められるような事態だと私も伺ったのですけれども、結構時間がかかってしまうのかとっていて、やはり早い時点でいじめ重大事態というように認定して、第三者が入って対応したほうが、いじめを受けている生徒の傷も浅くなるというか、問題解決も速やかに行われるのではないかと思うのです。その辺りのいじめが発生して、いじめ重大事態に認定されるまでの手順とか期間みたいなというのは、普通大体どれくらいのものなのかお伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 発生から重大事態に認定までにつきましては、そのケースによってさまざまということになりますけれども、重大事態が発生したというように学校で認識した、または保護者から訴え等があった場合には、その後重大事態の調査に移ることになり、その調査の中で重大事態とされたいじめによって孤立せざるを得なかったり、また不登校に陥ったというところの関係が調査されるというものであります。できるだけ早くその調査が行われることは必要だと考えているところです。

○小林正信委員 私が相談をいただいた保護者の方は、調査してほしいというすごく強い思いがあって、でもなかなかそれが進まなかったというところがあるので、どういった部分がいじめ重大事態に当たるのかというのはやはりみんな、保護者も知っておくべきのかなと、その辺りの周知も必要なのかなというように思います。

これもその保護者の方から伺ったのですけれども、その生徒が通っていた同じ県立高校で、同じようにいじめを受けて、精神疾患を発症してしまって、心療内科に通って、薬を飲みながら今登校しているという生徒がその県立高校にいらっしゃるということでした。

これも精神疾患なので——薬を飲んでいるという状況なので、多分いじめ重大事態に当たるものと思いますし、同じ高校でそういう精神疾患で転校とか、薬を飲みながら通っているとか、そういう状況があるというのは、すごく問題なのかというように感じているところでございます。そうした中でいじめ加害者をどうしていくのかという、そういう課題もしっかり対応していかなければならないと思います。

いじめをした加害者に対する対応、あるいは加害者に対する学校や教育委員会の考え方とか取り組みというのは、どうのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 小林正信委員から今お話のあったような事態につきましても、いじめにより心身に重大な被害が生じて、治療を余儀なくされている疑いがあるという場合には、重大事態に該当するものと捉えています。

加害児童生徒への対応についてですけれども、まずはいじめをやめさせるとともに、その再発を防止するために加害児童生徒への指導、またはその保護者への助言を継続的に行っております。

○小林正信委員 わかりました。やはり加害してしまう生徒にも何か課題というか、問題があるのだろうというように思います。そこも丁寧に行っていただきたいと思います。

また、今回私が相談いただいた生徒は、いじめを受けて、なかなか登校ができなくなってしまった、だからできればリモートで授業を受けたいのだということを高校にお願いをしたそうなのですが、高校にはいろいろ検討していただいたようなのですが、最終的にリモートで授業はできないという話になってしまった。多分それが原因ではないですけれども、やはり生徒も非常に落ち込んで、リモートもできないのかということと転校を余儀なくされた部分もあるのかと私は思っているのです。そういう児童生徒に対して、リモート授業をしっかりと対応していく、不登校の生徒がリモート授業を受けたいと言ったときには、ちゃんとリモート授業を受けられるような体制というのは、しっかりと整えておくべきではないかと考えます。県のリモート授業についての考えをお伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 リモート授業等の対応についてであります。いじめ等により不登校になった場合、被害児童生徒の状況に応じてリモート学習、課題学習など、適切に学習機会の確保に取り組んでいく必要があるものと認識しています。

県立高校においては、自宅や校内の別室にいる生徒に対してオンラインでの授業の配信を行うなどにつきまして、不登校の定義、いわゆる何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものというような不登校の定義を一つの参考として、高等学校において対象について判断して、学びの提供に取り組んでいるところでございます。

やはり被害児童生徒の保護者と学校との連携というところが大事であろうと思いますので、その辺りを徹底するように学校に対しても話をしていきたいと思っております。

○**小林正信委員** リモート授業を提供したいと県教育委員会では思っていらっしゃると思うのですが、高校もいろいろ大変な状況等もあるし、先生も忙しいところもあるのかもしれませんが。でも、全ての人に平等に学びの機会を確保するという観点からは、やはりどういう状況であってもリモート授業もオンライン授業もできるように整備をしていかなければならないと思うのです。通告はしていなかったのですが、岩手県では、例えば不登校とか、あるいは病気になったお子さんとか児童生徒とかがオンライン授業、リモート授業をスムーズにできるようにするための何かマニュアルとか、あるいは指針とか、何かそういうのは整備しているものなのですか。

○**亀山高校教育課長** 不登校生徒、それから病気療養等の生徒に対する遠隔授業等の支援についてですが、国からは令和6年2月にそのような遠隔授業ができるという通知がございまして、それを少し整理してまとめたものを県教委としてことしの10月に各校に発出して、これまではそういった生徒に対して遠隔授業をする場合には学校教育室に御相談くださいというようなことで対応してきたわけですが、その通知をもって、相談を不要として、各学校の判断で遠隔授業できるということにしております。

○**小林正信委員** 今回のケースは、各学校の判断でリモート授業できないということになってしまったので、やはりしっかりこれは、リモート授業を欲している方がいれば、ちゃんとリモート授業できるようにしていただきたいと思います。そういう通知があれば、県教育委員会としてもリモート授業をどうすればできるのかとか、マニュアルとか、あるいはどのようにすればスムーズにリモート授業ができるのだ、オンライン授業ができるのだ、どういう方法があるのだというのをしっかり整備して、みんなが手軽にと言わないです、誰でもしっかり学びが確保されるような取り組みをお願いしたいと思います。

その辺りのマニュアルとかの整備は、今後どう考えていらっしゃるのか、このまま学校の判断に任せるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○**亀山高校教育課長** 遠隔授業につきましては、現在県内でもふえてきているところがございます。遠隔授業の実施に当たって各学校の判断でできるということにはしましたけれども、相談等がある場合には学校教育室に御相談くださいということにしておりますので、マニュアルの整備も含めて、今後遠隔授業が充実するように検討というか、してまいりたいというように考えております。

○**小林正信委員** ぜひともお願いしたいと思います。私が相談いただいた生徒のような、こういうことがあってはならないのではないかとこのように思いますので、ぜひともその辺りの整備をお願いしたいと思います。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの動きについて、これも相談いただいた生徒のお話なのですが、スクールカウンセラーに相談しようとしたら、そのスクールカウンセラーが保護者の方と知り合いだったので、規定か何かでそのスクールカウンセラーは相談を受けられないみたいな感じになってしまって、結局スクールカウンセラーに相談ができないまま退学してしまったという状況があったとのこと。これ

も本当にあってはならないというか、なぜスクールカウンセラーがいるのに相談できないのだろうと。また、なぜ別のスクールカウンセラーが担当できなかつたのか、本当に残念だというように思っているところがございます。

こういういじめとか、さまざまな困難を抱えた生徒たちがしっかりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに相談できる体制、取り組み状況はどうなっているのかというところを伺いたいと思います。

○菊池生徒指導課長 いじめ事案等発生した場合におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの動きについてですけれども、いじめ問題、複雑化し、対応が難しくなるような場合には、できるだけ早い段階からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを交えたケース会議等で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることは必要だと考えています。

被害生徒への支援、加害生徒への指導、いずれにつきましても保護者との連携というところを大事に、組織的に行っていくということが重要であると認識してまいりまして、小林正信委員御指摘のような事案についても確認させていただきますけれども、やはり学校と保護者との連携というところがきちんと図られるように、県教委としても必要な方に必要な支援を行うことができるように対応してまいりたいと考えております。

○小林正信委員 ぜひともよろしく申し上げます。やはりスクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも大変な思いをしながら、また忙しいという状況もこれまでも取り上げてまいりましたけれども、学校における暴力行為、また不登校、これも過去最多となっております。また、先日は、北上市で大変な事件がございました。また、いじめ加害者についても、やはり何か課題というか、加害者も困難を抱えている可能性がある、課題を抱えているのではないかなというように思います。

こうした児童生徒の問題行動に対して、やはりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの存在は重要だと思いますけれども、その充実について県のお考えをお伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーですが、県のスクールソーシャルワーカーにつきましても児童生徒、保護者に対するアウトリーチ型支援の核となるということで、大変重要な役割を担っているというように認識しております。相談件数も年々増加し、問題も複雑化、多様化しているというところで、スクールソーシャルワーカーの専門性の向上に加えて、保健、医療など多くの専門家との連携を強めていく必要があると認識しております。

現在、来年度の体制については鋭意検討しておるところですけれども、今後も児童生徒や保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を受けられるように、スクールソーシャルワーカーが専門性を発揮しながら、チーム学校としての支援ができるように適切な配置に努めてまいります。

○小林正信委員 しっかりアウトリーチをしていただいているということで、高校の中途

退学者は、令和6年は0.1%減っていますけれども、416名の生徒が退学している。その中で学校生活・学業不適應で172名の方がやめていらっしやると。また、高校の不登校生徒は年々増加しておりまして、令和6年度は666名ということで、過去最高になっております。

今スクールソーシャルワーカーの話もしていただきましたけれども、私、やはり高校を担当するスクールソーシャルワーカーというのが必要なのだろうと思います。今の状況は、恐らく小中学校を担当しているスクールソーシャルワーカーが、何か個別の大変な事案があったときに、その都度高校に出向いているという、多分そういう状況なのかなと思います。今後やはり高校の不登校もふえている中で、高校のスクールソーシャルワーカーも必要だということで、やはりさっきもアウトリーチというお話がございました。本会議の中で教育長が、不登校で誰ともつながっていない生徒にはアウトリーチが大事なのだという答弁をされて、私もそのとおりでというように思ったのですが、これまで述べたような、本当に困難を抱える生徒の状況を考えたときには、やはりスクールソーシャルワーカー、令和7年度は減ってしまいましたけれども、高校のスクールソーシャルワーカーも考えると、やはりふやしていくべきなのだろうというように思います。

スクールソーシャルワーカーをふやすお考えはあるか、教育長にお伺いさせていただきます。減らさないでいただきたいというようなことをお伺いしたいと思います。

○佐藤教育長 スクールソーシャルワーカーの役割は、今小林正信委員からお話しいただいたとおりで、本県においても活躍いただいております。まさに複雑、困難な案件が相当ふえてきている中で、学校だけ、教員だけで対応し切れないというものももちろんありますので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの力は本当に欠かせないものだというように考えております。

我々も、一般質問でも御答弁させていただいたのですが、来年度の体制については鋭意検討中であるということです。盛岡市の関係で1名減というようになったところがございます。これは、国の制度は、盛岡市は中核市であり単独でできるということになっておりますので、積極的に盛岡市にはやっていただきたいと思っています。そういった意味で、我々は岩手県全域をしっかりとカバーできるような体制になっているのかどうか含めてしっかりと検討しながら、あとは最終的には財源上の問題もありますので、そこについては県全体で検討していかなければならないというように考えております。

○小林正信委員 知事は、生きにくさを生きやすきにとずっと言っていっしやるので、それを若い世代の生きにくさを生きやすきにというところを考えたときに、やはり特に高校生の不登校にも力を入れていくべきだというように考えておりますので、ぜひとも教育委員会としてもそこは強く、財源も含めて取り組みを進めていただきたいと思います。

もう一点、英語力の向上についてお伺いしたいと思います。先般の決算特別委員会で私が知事に県内の児童生徒の英語力の向上についてお伺いしましたけれども、生徒の英語学習への意欲喚起や英語力向上に取り組んでまいりたいというように知事からは本当に前向

きな答弁をいただきました。

しかしながら、岩手県の中学校の英語力というのは、沖縄県が最下位なのですけれども、沖縄県に次いで全国ワースト2位の状況です。高校についても、全国平均と結構英語力の差が出てきている状況だと思います。そうした中で、この英語力の底上げをどうするか、英語力を上げるためにどうやって力を入れていくかということにつきまして、本当に岩手県としてもかなり力を入れてやっていかなければ、全国との差が埋まらないのではないかなというように思っております。

茨城県境町では、英語移住しませんかということで、境町で小学校に入学すると中学校を卒業する頃には英語がしゃべれるようになると。全ての子供が英語をしゃべれる境町にしようということで、そういうキャッチフレーズで今やっていらっしゃって、かなり高度な英語教育が無料で小学校、中学校で受けられるということを発信して、かなり子育て世代の移住者がふえてきているということでございます。

また、英語をしゃべれるようになるには、やはりインプットだけではなくてアウトプットも——英語をどんどんしゃべっていくことが重要だと言われております。ただ岩手県の児童生徒は英語をみんなの前でしゃべるのは恥ずかしいとか、多分しゃべりづらいという思いもあって、なかなかアウトプットができていない状況もあるのかなというように思っているところでございます。

そうした中で、首都圏の中学校とか高校では、一人一台端末を活用して、一人一台端末の向こうに外国人講師がいて、マンツーマンで学習をすると、そういう取り組みが導入されておまして、かなり首都圏の中学校、高校ではスピーキング力の向上が図られていると、成果が出ているというように伺っております。

本県も例えばこういう一人一台端末を活用した取り組みについて、モデル校とかモデル地域を定めて、効果のある英語力向上の取り組みを行っていただければというように思いますけれども、教育委員会の御所見をお伺いしたいと思います。

○伊藤学校教育企画監 一人一台端末を活用した英語力向上の取り組みについて、現状、県教育委員会におきましては、授業実践セミナー研修会という事業を通じて、各県立高校の英語教育においてICTの効果的な活用事例を収集した上で横展開を図るといったようなところとか、岩手県教育研究会発表会——これは毎年度末に行っておりますけれども、こちらでICTの活用事例の効果や成果を報告するというので、一人一台端末の活用を県立高校で促進できるようにやっていくというところでございます。

小林正信委員の問題意識にも通ずるところはあるかと思っておりますけれども、次期学習指導要領を見据えまして、今、中央教育審議会においても外国語教育の在り方について議論が始まったところでして、その中ではICTの活用等が生徒の英語力に与える効果というものに着目されているところでございます。

県教育委員会といたしましては、こうした議論の推移を注視しながら、高校における英語力向上のためのICT活用の在り方というものを検討してまいりたいというように考え

ております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち、ふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の10ページをごらん願います。当部関係の補正予算は、第10款教育費、第9項私立学校費の181万2,000円の増額でございます。

内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数ではございますが、予算に関する説明書の70ページをごらん願います。第10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費について、181万2,000円を増額しようとするものがあります。これは、給与改定を踏まえ、私学振興に係る職員の人件費を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもってふるさと振興部関係の議案の審査を終わります。

次に、ふるさと振興部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第77号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第78号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 請願陳情受理番号第 77 号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第 78 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願について御説明を申し上げます。便宜、お手元の資料により説明させていただきます。

初めに、資料の 1 ページ目をごらんください。今回受理されました二つの請願について、請願事項の対応状況を表に整理しております。まず、左側、受理番号第 77 号につきましては、国に対する請願事項として、経常費助成費等の補助の拡充強化等 5 項目について、右側の受理番号第 78 号につきましては、県に対する請願事項として、運営費補助の増額等 3 項目、それに下のほうに参りますが、国に対する請願事項として、左側と内容が重複いたします経常費助成増額等 2 項目が掲げられております。2 ページ以降の説明の参考として適宜ごらんいただきたいと思っております。

それでは、2 ページをごらん願います。2、経常費助成費補助及び運営費補助についてでございますが、(1)経常費助成費補助は国の私学助成の大きな柱であり、この後御説明いたします県の(2)運営費補助の財源となっているものです。まず、アの私立高等学校等経常費助成費補助は、私立高等学校等の教育条件の維持向上を図るため、私立高等学校等の経常的経費に対し都道府県が助成を行う場合に、国から都道府県に対し交付されるものでございます。生徒等 1 人当たりの国庫補助単価は、令和 8 年度文部科学省予算の概算要求におきまして、この表のとおり増額要求がされているところでございます。

次に、下の段、(2)運営費補助でございますが、これは県の補助制度でございまして、県から私立学校の経常的経費に対して交付しているものでございます。運営費補助における生徒 1 人当たりの補助単価は、先ほど説明いたしました私立高等学校等経常費助成費補助の単価に地方交付税単価を加えたものです。県単価は、国の単価等の改正に合わせて増額をしており、今後も所要の予算の確保に努めてまいります。

なお、右側の箱にございますとおり、幼稚園の令和 7 年度予算の単価の増加幅が大きい理由でございますが、国の概算要求の補助単価が前年度まで別建てで予算措置されていた幼稚園教諭等の処遇改善分の一部が経常費として加算されたことによるものでございます。

なお、高等学校につきましては、県単独の新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業費補助により、運営費に 1.5 億円を上乗せして、スポーツの強化や国際交流などの特色ある教育活動を支援しております。各私立高等学校が建学の精神に基づき、特色ある教育活動を展開することを支援することは特に重要であると認識しておりまして、引き続き本補助の活用を促すとともに、所要の予算の確保に努めてまいります。

続いて、3 ページをごらんください。3 の就学支援制度についてでございます。まず、(1)私立高等学校等の就学支援金制度は、国の就学支援金制度でございます。私立高等学校に通学する生徒の授業料に充てるものとして、年収 590 万円未満の世帯には最大で年額 39 万 6,000 円、年収 590 万円以上 910 万円未満の世帯には年額で 11 万 8,800 円の支給金が支給されております。

なお、令和7年度は、いわゆる高校無償化の先行措置といたしまして、黄色の部分になりますが、現行の就学支援金制度では支給対象外とされております年収910万円以上世帯に対する臨時支援金が支給されております。

4ページをごらんください。次に、(2)奨学のための給付金制度についてでございます。授業料以外の学用品等に対する支援につきまして、生活保護受給世帯、非課税世帯を対象に給付金が支給されています。就学支援金及び就学給付金制度のいずれも現在、令和8年度における支援対象の拡大について国において議論がされているところでございまして、県ではこれらの国庫補助を活用し、私立学校に通う生徒等への就学支援を行うとともに、高校無償化の確実な実施、現行の就学支援金制度の対象外とされている私立中学校生徒に対する就学支援金制度の創設、入学金や施設整備費等の支援の拡充について国に要望しているところでございます。

次に、(3)の授業料等減免補助についてでございますが、まずアの授業料減免補助は、さきに御説明いたしました国による就学支援制度に加え、本県では国の就学支援金の加算対象外となる年収590万円以上620万円未満の生徒に対し、年収590万円未満の生徒の支援との格差を緩和するために、県単独の減免補助を実施しているものでございます。

続いて、5ページをお開き願います。次に、イ、入学金減免補助についてでございますが、これは生活保護受給世帯の高校生等を対象とした入学金減免事業に対し支援しているものでございます。

このほか、東日本大震災による被災生徒等に対して、入学選考料、入学金、授業料及び施設整備費等への助成や、教科書購入費等に係る給付も行っているところでございます。

県といたしましては、国の就学支援制度の動向を見極めつつ、引き続き保護者の教育費負担を軽減し、経済的に就学が困難な生徒の就学支援に努めてまいります。

次に、4のICT環境の整備についてでございますが、私立学校におけるICT環境の整備については国の補助制度により支援が行われており、表に実績をお示ししております。県では国に対して、私立学校のICT環境整備に対する支援の拡充を要望しているところでございまして、引き続き制度の周知、活用を促し、ICT環境の整備等、教育環境の整備充実を進めることとしております。

次に、5の耐震化への補助でございますが、私立学校は生徒児童等の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所等にもなる施設であることから、耐震化の早期完了を目指すため、国においては私立学校施設の耐震化に係る耐震診断、耐震改修、耐震改築について支援を行っております。県でも、国の補助事業に対応した県単かさ上げ補助制度を設けて支援を行うとともに、国に対し国庫補助制度の拡充などについて要望を行っているところです。

6ページをごらんください。6の施設の高機能化への補助制度についてでございます。学校設備の省エネ化、空調設備の整備等、学校施設の高機能化につきましては、国の私立高等学校等施設高機能化整備費等により支援が行われているところです。県では、こちら

についても国に対し、補助対象の拡充であったり、補助率の引上げを要望しているところ
です。

最後に、7の私立学校の生徒の海外研修等経費への支援についてですが、国においては、
(1)国費高校生留学促進事業により、学校等による短期留学プログラムへの参加に係る留
学経費として1人当たり6万円の支援を行っているところであり、令和8年度の概算要求
において事業規模を拡充する要求がされているところです。

また、このほか、独立行政法人日本学生支援機構が窓口となりまして、民間の寄附を原
資とした返済不要の留学奨学金の支給が行われているところでございます。以上で説明を
終わります。

○佐藤ケイ子委員長 では、これらの請願に対し質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 では、なければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第77号私学助成の充実強化等に関する請願の取り扱いはいかがいたしま
すか。意見表明がある方は、併せて発言をお願いいたします。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 採択との意見がありました。ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 それでは、採択との意見がありますが、これに御異議はありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定されました。

次に、受理番号第78号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子ども
たちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある
方は、併せて発言をお願いいたします。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対しての意見書の提出を求める項目
がありますので、今定例会に委員会発議をしたいと思っております。これに御異議はありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

なお、ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、意見書は一つにまと
めたいと思っております。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付いたさせます。

〔意見書案配付〕

○佐藤ケイ子委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたい
と思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いた
しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。

ふるさと振興部の皆様、御苦労さまでございました。

委員会の皆様には次回の委員会運営について相談がありますので、少々お待ちください。
休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 再開します。

次回の委員会運営についてお諮りいたします。1月に予定しております閉会中の委員会
についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、
特別支援学校における専門教科による教育についてといたしたいと思いますが、これに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議ないようですので、さよう決定しました。なお、詳細につい
ては当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定しました案件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継
続調査の申出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の1月の県外調査につきましては、1月19日
から21日まで2泊3日の日程で実施いたしますので、御参加をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。